



自動車共済もあります



▲詳細はホームページから

☎ 0120-160625



もしもに備えて、安心をつなぐ

# 医労連共済

Japan Federation of Medical Worker's Unions Mutual Insurance

セット共済・火災共済

加入条件など詳細は本パンフレットを参照してください

加入方法など、詳しくは職場の労働組合へ

医労連共済

〒110-0013 東京都台東区入谷 1-9-5 日本医療労働会館 4F  
TEL:03-3876-8297 FAX:03-3876-8263 HP: <http://www.iro-kyosai.jp/>

2024.9

医労連共済

☎ 0120-160931

携帯電話からおかけいただけます

医労連共済HP <http://www.iro-kyosai.jp/>



▲QRコードはこちら



# 全国の組合員で助け合う力！ 日本医労連の大きなスケールメリットを活かした 安心の保障！！



## 共済のメリット

- 掛金の7割を給付にあてて運営、だから少ない掛金で充実の保障
- 掛金は年齢に関係なく一律
- 退職後も加入を継続可能

## 目次

### ▶ 医労連共済について

日本医労連とは？ 医労連共済とは？ ..... 1

### ▶ セット共済

おすすめセットプラン ..... 2  
 セット共済と3つの保障制度早わかり表 ..... 4  
 3つの保障制度とセット共済 ..... 6  
 健康告知基準 ..... 8

### ▶ 火災共済

火災共済 ..... 10  
 地震特約 ..... 14

### ▶ 制度・請求について

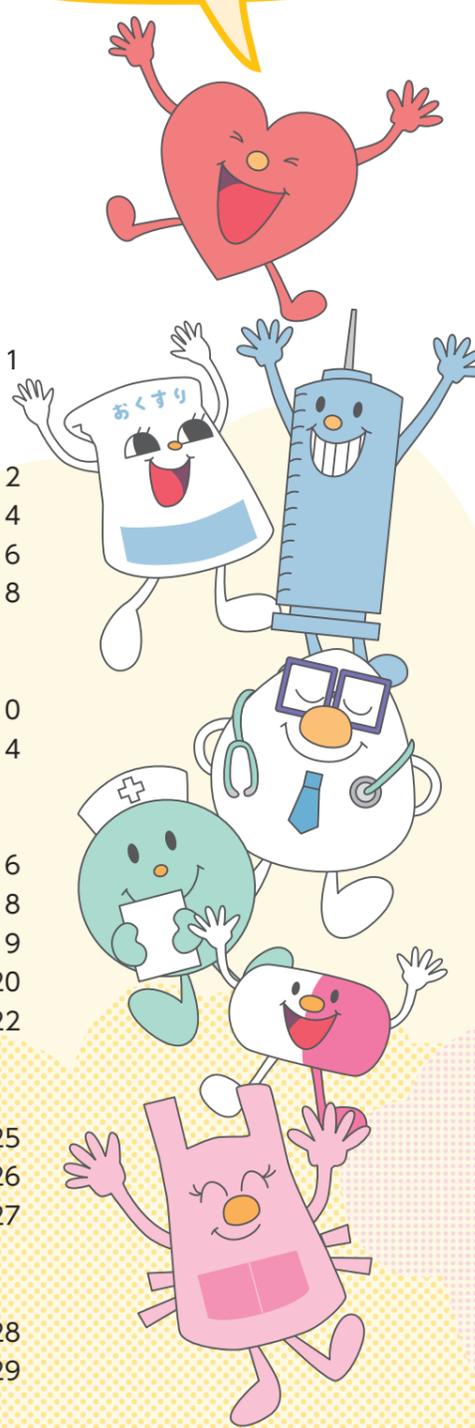
制度のご案内 ..... 16  
 共済金が削減される場合 ..... 18  
 共済金が支払われない場合 ..... 19  
 火災共済制度のご案内 ..... 20  
 共済金の請求をするには？ ..... 22

### ▶ 加入について

共済に加入するには？ ..... 25  
 加入前に必ずご確認ください ..... 26  
 あなたの共済金を試算してみましょう！ ..... 27

### ▶ 加入申込書

加入申込書 ..... 28  
 加入申込書の書き方 ..... 29



## 日本医労連とは？

日本医療労働組合連合会（略称：日本医労連）は、国立・公立・公的病院、大学病院や民間病院、介護・福祉施設などで働く労働者を組織する労働組合です。1957年8月31日に結成されました。

## 医労連共済とは？

きょうさい  
「共済」と呼んでください！

医労連共済は、日本医労連の組合員による、組合員と家族のための「助け合い制度」です。みんなで掛金を出し合い困った仲間を助け、また自分が困った時は助けてもらえるという制度です。

## 似ているけど保険ではありません

よく保険と混同されますが、利益追求の民間保険と違い、医労連共済は組合員同士の助け合いを目的に、日本医労連が組合員と家族のために運営している制度です。

組合員のために運営され、掛金の7割を給付に回そうと設立



当初に決め実行しているので、少ない掛金で大きな安心と充実した保障内容を実現しています。組合員の生活改善にも役立っています。

## 共済のはじまりはイギリスのパブから

共済のはじまりは18世紀のイギリス。産業革命が起こり多くの人々が労働者として働くようになりました。

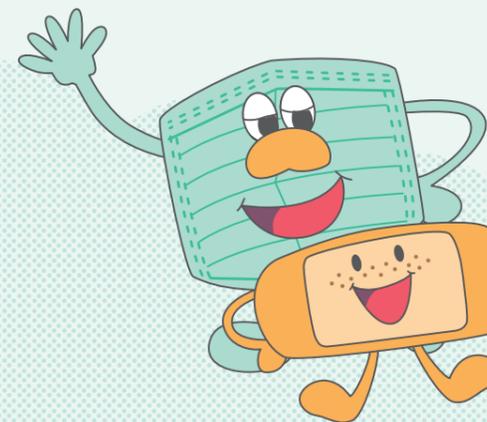
労働者たちは仕事でケガをしたり、亡くなったりしても何の保障もない弱い存在でした。そこで、ささやかな楽しみのために集まっていたパブで、ケガをしたり亡くなったりした仲間のためにお金をカンパし、助け合うようになりました。これが共済の起源です。やがてその仲間が団結し、労働組合として要求を実現するようになりました。共済運動はまさに労働組合のはじまりです。



## 加入者拡大でより良い制度に

共済がスタートして30年。加入者を増やしながらか保障内容も少しずつ良いものにしてきました。たとえば医労連共済の魅力のひとつである休業保障も、設立時は「休業連続14日以上」だったものを見直しをかさねて、「休業連続5日以上」に改善してきました。

加入者が増えればさらに良い制度にできます。まだ入っていないみなさんにもぜひ加入していただき、制度の充実と拡大にご協力をお願いします。



# おすすめセットプラン

自分のニーズにあった保障を選べる！  
ライフステージの変化や将来設計にあわせて変えられる！

就職したらまずコレ！  
指定疾病があっても入れる！P9参照

## セット7型 +医療共済16口

月掛金  
**3,000円**



保障内容

	病気・ケガ	交通事故	不慮の事故
入院	10,000円/日	1万4,000円/日	1万1,000円/日
休業	5,000円/日	6,500円/日	5,000円/日
死亡	100万円	400万円	200万円
後遺障害	4万円~100万円	16万円~400万円	8万円~200万円

保障内容

	病気・ケガ	交通事故	不慮の事故
入院	1万円/日	2万6,000円/日	2万円/日
休業	5,000円/日	8,000円/日	5,000円/日
死亡	1,000万円	2,400万円	2,000万円
後遺障害	40万円~1,000万円	96万円~2,400万円	80万円~2,000万円

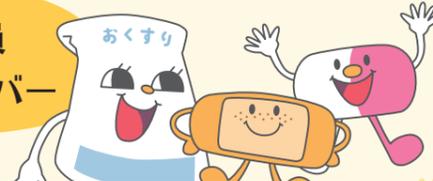
次のステップはコレ！

## セット5型 +生命共済20口 +医療共済16口

月掛金  
**5,800円**



1万5,000円で家族全員  
(大人2人+子2人)をカバー



区分	加入内容	月掛金
大人(本人)	3型+医療共済15口+交通災害共済2口	7,300円
大人 (配偶者[事実婚を含む])	6型+医療共済16口+交通災害共済1口	4,300円
子ども	B型+医療共済8口	1,700円
	B型+医療共済8口	1,700円

月掛金 **1万5,000円**

たとえば…保障として

- 本人・配偶者(事実婚を含む)の病気・ケガ保障  
→休業5,000円/日、入院1万円/日
- 本人の死亡→1,400万円(病気・ケガ)  
配偶者(事実婚を含む)の死亡  
→500万円(病気・ケガ)
- 子どもの病気・ケガ保障  
→休業2,500円/日、入院5,000円/日
- 子どもの交通事故保障  
→休業5,500円/日、入院1万2,000円/日など

最上位型式!!

## セット1型 +医療共済10口

月掛金  
**9,100円**



保障内容

	病気・ケガ	交通事故	不慮の事故
入院	1万円/日	4万5,000円/日	3万円/日
休業	5,000円/日	1万2,500円/日	5,000円/日
死亡	2,000万円	5,000万円	4,000万円
後遺障害	80万円~2,000万円	200万円~5,000万円	160万円~4,000万円

保障内容

	病気・ケガ	交通事故	不慮の事故
入院	1万円/日	3万9,000円/日	2万4,000円/日
休業	5,000円/日	1万2,500円/日	5,000円/日
死亡	1,400万円	3,800万円	2,800万円
後遺障害	56万円~1,400万円	152万円~3,800万円	112万円~2,800万円

さらに安心!

## セット3型 +医療共済15口 +交通災害共済2口

月掛金  
**7,300円**



家族も住まいも安心



区分	加入内容	月掛金
大人(本人)	2型+医療共済12口	7,800円
大人 (配偶者[事実婚を含む])	4型+医療共済16口	6,200円
自家(木造)200口+家財100口(地震特約あり)		3,000円

月掛金 **1万7,000円**

たとえば…保障として

- 本人・配偶者(事実婚を含む)の病気・ケガ保障  
→休業5,000円/日、入院1万円/日
- 本人の死亡→1,600万円(病気・ケガ)  
配偶者(事実婚を含む)  
→1,100万円(病気・ケガ)
- 火災保障→建物:最高2,000万円(最高10万円/口)  
家財:最高1,000万円(最高10万円/口)
- 風水害・雪害なども保障され、特約もつけているのでさらに保障額もアップ! など

※「病気・ケガ」「交通事故」の「入院」「死亡」「休業」の基準額のみを記載。その他の詳しい給付内容はP6参照。  
※これらの保障内容は年齢や指定疾病・罹患傷病による給付削減をしていない額です(削減についてはP18参照)。

# セット共済と3つの保障制度早わかり表 (詳細はp6-7)

セット共済

セット共済

	掛金	新規加入できる人は? <small>OB組合員およびその家族は新規加入できません</small>	いつまで継続できる?	加入できる型式・口数は?	型式変更・増口・減口できる?
3つの制度を組み合わせてみました <b>セット共済</b>	<b>P6参照</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>健康告知基準1・2・3に該当しない方。<b>P8参照</b></li> <li>満69歳までの組合員。</li> <li>組合員の配偶者・子(子の配偶者を含む)・親(配偶者の親を含む)。満59歳まで。ただし組合員がセット共済に加入していること。</li> </ul>	満80歳を迎えた次の6月30日まで。	<ul style="list-style-type: none"> <li>生命共済10~200口まで、医療共済1~20口まで、交通災害共済1~5口まで。</li> <li>満70歳以降の継続加入の方：6型または7型。</li> <li>健康告知基準「4指定疾病」該当の方：7型。<b>P9参照</b></li> <li>配偶者・子・親：最高加入口数は組合員本人のセット共済の型式、生命共済、医療共済の加入口数まで。</li> <li>健康告知基準1・2・3にもとづき加入できなかった方が、加入できるようになってから2年以内に新たに加入する場合：6型または7型。<b>P8参照</b></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>共済年度途中での型式変更・増口・減口不可。</li> <li>継続加入契約効力発生日7月1日時点で、健康告知基準1・2・3・4のいずれにも該当しない方：上位型式に変更が可能。<b>P8-9参照</b></li> <li>健康告知基準「4指定疾病」に該当する方：生命共済の増口不可。医療共済は給付金削減など条件つきで増口が可能。<b>P9・18参照</b> 交通災害共済増口可能。</li> <li>健康告知基準1・2・3に該当しなくなって2年以内の継続時には、6型を限度として上位型式に変更が可能。<b>P8参照</b></li> <li>組合員は満70歳以降、組合員の配偶者・子・親は満60歳以降、継続加入契約効力発生日7月1日時点で上位型式への変更不可。</li> </ul>
死亡・後遺障害等に備える <b>生命共済</b>	1口 月額 <b>30円</b> (満21歳までの子：1口月額20円)	<ul style="list-style-type: none"> <li>健康告知基準1・2・3に該当しない方。<b>P8参照</b></li> <li>満64歳までの組合員。</li> <li>組合員の配偶者・子(子の配偶者を含む)。満59歳まで。ただし組合員が生命共済もしくはセット共済に加入していること。</li> </ul>	満65歳を迎えた次の6月30日まで。	<ul style="list-style-type: none"> <li>10~200口まで。満61歳以上：10~50口まで。</li> <li>配偶者・子：最高加入口数は組合員本人の加入口数まで。</li> <li>健康告知基準「4指定疾病」該当の方：10口まで。<b>P9参照</b></li> <li>健康告知基準1・2・3にもとづき加入できなかった方が、加入できるようになってから2年以内に新たに加入する場合：10~50口まで。<b>P8参照</b></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>共済年度途中での増口・減口不可。</li> <li>継続加入契約効力発生日7月1日時点で、健康告知基準1・2・3・4 <b>P8-9参照</b> のいずれにも該当しない方：増口が可能。</li> </ul>
病気・ケガに備える <b>医療共済</b>	1口 月額 <b>130円</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>健康告知基準1・2・3に該当しない方。<b>P8参照</b></li> <li>満64歳までの組合員。ただしセット共済に加入のうえ上積みすると満69歳まで加入が可能。</li> <li>組合員の配偶者・子(子の配偶者を含む)。満59歳まで。ただし組合員が医療共済もしくはセット共済に加入していること。</li> </ul>	満65歳を迎えた次の6月30日まで。ただしセット共済加入に加えての上積みの場合、満80歳を迎えた次の6月30日まで継続可能。	<ul style="list-style-type: none"> <li>1~10口まで。ただしセット共済に加入している方は、最高20口まで加入することが可能。</li> <li>配偶者・子：最高加入口数は組合員本人の加入口数まで。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>共済年度途中での増口・減口不可。</li> <li>継続加入契約効力発生日7月1日時点で、健康告知基準1・2・3 <b>P8参照</b> のいずれにも該当しない方：増口が可能。</li> <li>継続加入契約効力発生日7月1日時点で、健康告知基準「4指定疾病」に該当する方：医療共済は給付金削減など条件つきで増口が可能。<b>P9・18参照</b></li> </ul>
国内の交通事故に備える <b>交通災害共済</b>	1口 月額 <b>100円</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>組合員(健康告知基準および年齢制限なし)。</li> <li>組合員本人の配偶者・子・2親等までの親族。ただし組合員が交通災害共済もしくはセット共済に加入していること。</li> </ul>	年齢制限なし。	<ul style="list-style-type: none"> <li>1~5口まで。</li> <li>配偶者・子・2親等までの親族：組合員本人の加入口数を超えての加入が可能。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>共済年度途中での増口・減口不可。</li> </ul>

※配偶者は事実婚を含みます。

## 医労連共済に加入できる範囲 (組合員本人の加入が前提です)



1. 青色の方がセット共済に加入できます。
2. その他は交通災害共済のみ加入できます。

## セット共済を選ぶ上での基準は生命共済

- 自分にもしものことがあった時に「家族のためにどれだけ残したいか」など、それぞれの事情にあわせて選んでください。
- なお、死亡保障は「病気など」の普通死亡の保障で考えてください。
- 生命共済は1口当たり、病気などの死亡給付は10万円で、1型の2,000万円(生命200口)~7型の100万円(生命10口)と給付額にちがいがあります。

- 入院は1日目から給付対象です。休業は医師に連続5日以上自宅安静が必要と診断され、勤務先・学校・保育所等で休業証明書を書いてもらえる場合に給付対象となります。
- 定年退職後は組合員OBとして共済を続けることができます。
- 中途退職後も次の就職先に医労連加盟の組合があればそこに、ない場合は各都道府県の医労連の個人加盟組合に加入すれば共済を続けることができます。

# 3つの保障制度とセット共済

## セット共済

		組合員本人・配偶者・満22歳以上の子・親							満21歳までの子			
セット型		1型	2型	3型	4型	5型	6型	7型	A型	B型	C型	
月掛金		7,800円	6,240円	5,150円	4,120円	3,120円	2,120円	920円	1,060円	660円	430円	
内訳	生命共済 A B C D E	200口	160口	140口	110口	80口	50口	10口	30口	10口	10口	
	医療共済 F G H	10口	8口	5口	4口	4口	4口	4口	2口	2口	1口	
	交通災害共済 I J K L M	5口	4口	3口	3口	2口	1口	1口	2口	2口	1口	
共済金(最高保証額)	入院(180日/日額)	病気・ケガ：F	5,000円	4,000円	2,500円	2,000円			1,000円	500円		
		不慮の事故：E+F	2万5,000円	2万円	1万6,500円	1万3,000円	1万円	7,000円	3,000円	4,000円	2,000円	1,500円
		交通事故：E+F+K	4万円	3万2,000円	2万5,500円	2万2,000円	1万6,000円	1万円	6,000円	1万円	8,000円	4,500円
	休業(日額)	病気・ケガを起因とした、医師の診断による連続5日以上休業(1~100日)：G	2,500円	2,000円	1,250円	1,000円			500円	250円		
		交通事故(1~180日)：G+L	1万円	8,000円	5,750円	5,500円	4,000円	2,500円	3,500円	1,750円		
		交通事故(連続4日以下および101日目以降)：L	7,500円	6,000円	4,500円	3,000円	1,500円	3,000円	1,500円			
	死亡・障害(障害は最高額)	死亡 A / 後遺障害 C	2,000万円	1,600万円	1,400万円	1,100万円	800万円	500万円	100万円	300万円	100万円	
		不慮の事故：不慮の事故死亡 B / 事故後遺障害 D	4,000万円	3,200万円	2,800万円	2,200万円	1,600万円	1,000万円	200万円	600万円	200万円	
		交通事故：B+I / 事故後遺障害 D+後遺障害 J	5,000万円	4,000万円	3,400万円	2,800万円	2,000万円	1,200万円	400万円	1,000万円	600万円	400万円
		死亡 A / 後遺障害 C	2,000万円	1,600万円	1,400万円	1,100万円	800万円	500万円	100万円	300万円	100万円	

※共済金は個人共済の事業規約に定めたとおり支払います。この表と実際の共済金額に差が生じる場合があります。共済金の削減や不払いについてはP18-19参照。

右の3つの制度を組み合わせました

## セット共済

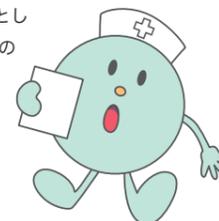
掛金	上記参照
新規加入できる人は？	●健康告知基準1 2 3 に該当しない方。P8参照 ●満69歳までの組合員。 ●組合員の配偶者・子(子の配偶者を含む)・親(配偶者の親を含む)。満59歳まで。ただし組合員がセット共済に加入していること。
いつまで継続できる？	満80歳を迎えた次の6月30日まで。
加入できる型式・口数は？	●生命共済10~200口まで、医療共済1~20口まで、交通災害共済1~5口まで。 ●満70歳以降の継続加入の方：6型または7型。 ●健康告知基準「4 指定疾病」該当の方：7型。P9参照 ●配偶者・子・親：最高加入口数は組合員本人のセット共済の型式、生命共済、医療共済の加入口数まで。 ●健康告知基準1 2 3 にもとづき加入できなかった方が、加入できるようになってから2年以内に新たに加入する場合：6型または7型。P8参照
型式変更・増口・減口できる？	●共済年度途中での型式変更・増口・減口不可。 ●継続加入契約効力発生日7月1日時点で、健康告知基準1 2 3 4 のいずれにも該当しない方：上位型式に変更が可能。P8-9参照 ●健康告知基準「4 指定疾病」に該当する方：生命共済の増口不可。医療共済は給付金削減など条件つきで増口が可能。P9-18参照 ●交通災害共済増口可能。 ●健康告知基準1 2 3 に該当しなくなると2年以内の継続時には、6型を限度として上位型式に変更が可能。P8参照 ●組合員は満70歳以降、組合員の配偶者・子・親は満60歳以降、継続加入契約効力発生日7月1日時点で上位型式への変更不可。

※配偶者は事実婚を含みます。 ※上積みする場合のシミュレーションはP27参照。

## 生命共済

給付種目	給付事由	1口当たり共済金
A 死亡	病気などによる死亡	10万円
B 不慮の事故死亡	不慮の事故 P17参照による死亡(事由発生から2年以内)	20万円
C 後遺障害	労基法施行規則別表第2による「身体障害等級表」1~14級	10万円~4,000円
D 事故後遺傷害	労基法施行規則別表第2による「身体障害等級表」1~14級(事故日から180日以内の後遺障害)	20万円~8,000円
E 不慮の事故入院	不慮の事故 P17参照による入院(事故日から2年以内の通算180日を限度)	日額100円

- 不慮の事故の1口当たりの共済金はA死亡・C後遺障害の共済金に、別途10万円を限度としてあわせて給付します。
- 共済金限度額10万円からすでに共済金を支払った額を差し引いた残金を、残りの共済期間に対する共済金額とします。不慮の事故の場合も同様です。



### 死亡・後遺障害等に備える 生命共済

掛金	1口 月額30円(満21歳までの子:1口月額20円)
新規加入できる人	●健康告知基準1 2 3 に該当しない方。P8参照 ●満64歳までの組合員。 ●組合員の配偶者・子(子の配偶者を含む)。満59歳まで。ただし組合員が生命共済もしくはセット共済に加入していること。
継続範囲	満65歳を迎えた次の6月30日まで。
加入可能な型式・口数	●10~200口まで。満61歳以上:10~50口まで。 ●配偶者・子：最高加入口数は組合員本人の加入口数まで。 ●健康告知基準「4 指定疾病」該当の方：10口まで。P9参照 ●健康告知基準1 2 3 にもとづき加入できなかった方が、加入できるようになってから2年以内に新たに加入する場合：10~50口まで。P8参照
型式変更・増口・減口	●共済年度途中での増口・減口不可。 ●継続加入契約効力発生日7月1日時点で、健康告知基準1 2 3 4 P8-9参照 のいずれにも該当しない方：増口が可能。

※これらの保障内容は年齢や指定疾病・罹患傷病による給付削減をしていない額です(削減についてはP18参照)。

## 医療共済

給付種目	給付事由	1口当たり共済金
F 入院	病気・ケガによる1日以上入院(共済期間通算180日限度)	日額500円(1日目から)
G 休業	病気・ケガを起因とした、医師の診断による自宅安静療養期間(受診日以降)が連続5日以上(共済期間通算100日限度)	日額250円(1日目から)
H ドナー見舞金	組合員本人がドナー(臓器提供者)となった場合	5,000円

- F入院とG休業は重複して給付されません。また給付は健康保険適用のF入院、G休業が対象です。
- 同一疾病での給付はF入院とG休業あわせて通算900日を限度となります。
- 1口当たりの共済金9万円を限度として給付します。すでに給付した共済金を差し引いた残額を残りの共済期間に対する共済金額とします。
- 入院の前後にG休業し、継続してのF入院とG休業があわせて5日以上になる場合、G休業は1日でも給付されます。
- G休業について、就業していない方や自営業(農業や漁業も含む)の方などは、医師が自宅安静療養が必要と判断した期間(連続5日以上)内の通院の実日数を休業給付対象とします。
- G+L休業が必要と診断されているにもかかわらず、休業できずに通院している場合は、要休業と診断されている期間中の通院日数を休業給付の対象とします(医労連共済指定の診断書P22-23参照が必要)。

### 病気・ケガに備える 医療共済

掛金	1口 月額130円
新規加入できる人	●健康告知基準1 2 3 に該当しない方。P8参照 ●満64歳までの組合員。ただしセット共済に加入のうえ上積みすると満69歳まで加入が可能。 ●組合員の配偶者・子(子の配偶者を含む)。満59歳まで。ただし組合員が医療共済もしくはセット共済に加入していること。
継続範囲	満65歳を迎えた次の6月30日まで。ただしセット共済加入に加えての上積みの場合、満80歳を迎えた次の6月30日まで継続可能。
加入可能な型式・口数	●1~10口まで。ただしセット共済に加入している方は、最高20口まで加入することが可能。 ●配偶者・子：最高加入口数は組合員本人の加入口数まで。
型式変更・増口・減口	●共済年度途中での増口・減口不可。 ●継続加入契約効力発生日7月1日時点で、健康告知基準1 2 3 P8参照 のいずれにも該当しない方：増口が可能。 ●継続加入契約効力発生日7月1日時点で、健康告知基準「4 指定疾病」に該当する方：医療共済は給付金削減など条件つきで増口が可能。P9-18参照

## 交通災害共済(国内のみ)

給付種目	給付事由	1口当たり共済金
死亡	交通事故の日から180日以内の死亡	200万円
後遺障害	交通事故の日から180日以内の後遺障害：労基法施行規則別表第2による「身体障害等級表」1~14級	200万円~8万円
K 入院	交通事故の日から180日以内の入院	日額3,000円
L 休業	交通事故の日から180日以内の休業	日額1,500円
M 見舞金	上記、入院・休業の支払い対象にならない場合	治療期間10日以内3,000円 治療期間11日以上5,000円

- 交通事故の日から180日以内のK入院、L休業、M後遺障害、死亡共済金を合算、1口当たり200万円を限度として給付します。
- 共済金を支払った額を差し引いた残金を、残りの共済期間に対する共済金額とします(L死亡の場合、すでに支払ったK入院、L休業、M後遺障害共済金を差し引いて支払います)。

### 国内の交通事故に備える 交通災害共済

掛金	1口 月額100円
新規加入できる人	●組合員(健康告知基準および年齢制限なし)。 ●組合員本人の配偶者・子・2親等までの親族。ただし組合員が交通災害共済もしくはセット共済に加入していること。
継続範囲	年齢制限なし。
加入可能な型式・口数	●1~5口まで。 ●配偶者・子・2親等までの親族：組合員本人の加入口数を超えての加入が可能。
型式変更・増口・減口	●共済年度途中での増口・減口不可。

# 健康告知基準 ご加入される方は必ずお読みください

- 健康告知基準123に該当されている方は、**加入することができません**。該当しなくなれば加入できます。
- 健康告知基準123に該当しなくなつて2年以内に新規加入する場合は、**セット共済の型式が6型または7型に限られます**(該当しなくなつて2年以内に型上げする場合も同様です)。

セット共済

123に該当する方は加入不可

### 1 加療中

契約効力発生日午前0時に、病気やケガのため入院、休業、安静加療中、または契約効力発生日時点以降1年以内に入院、休業、安静加療が必要と診断されている。

### 2 直前加療

契約効力発生日以前6ヵ月間に、病気やケガ(手足などの骨折・ねんざを除く)のため入院、休業、安静加療が連続して14日以上あった。または入院、休業、安静加療が連続して14日以上必要と診断されていた。

### 3 最近手術

効力発生日以前1年間に、病気やケガのため開頭・開胸・開腹手術およびこれらに準ずる手術(腹腔鏡手術等を含む)を受けた。または手術が必要と診断されていた。なお虫垂切除は除きます。

## Q A 健康告知基準123について

### 1 加療中

**Q1** 入院して手術を予定しています。加入できますか?

**NO** 加入できません。  
入院、休業、安静加療が終わり、健康告知23にも該当しなければ加入できます。

**Q2** 急きょ、切迫流産で1ヵ月間休業しています。今すぐ加入はできますか?

**NO** 加入はできません。  
2直前加療にも該当するので、復帰後6ヵ月間何もなければ加入できます。

### 2 直前加療

**Q1** 肺炎で7日間入院し、退院後は8日間自宅安静しました。加入できますか?

**NO** 加入できません。  
効力発生日以前の6ヵ月以内に連続14日間の入院・安静加療をしていなければ加入できます。

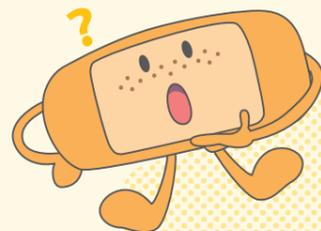
### 3 最近手術

**Q1** 腹腔鏡で虫垂切除を受けました。加入できますか?

**YES** 虫垂炎は3最近手術には含まれないので加入できます。

**Q2** 子どもが生まれたので加入させたいのですが、医師に「大きくなったら心臓の手術を受けようね」といわれています。加入できますか?

**NO** 加入日時時点で開胸手術が予定されているため加入できません。



医労連共済の医療共済、生命共済、セット共済の加入申し込み締め切りは毎月15日で、効力発生は次の月の1日ですP25参照。そのため申込書を労働組合を通じて共済に提出し、効力発生を待っている間に病気になったりケガをしたりし、効力発生日に下記の健康告知基準123に該当することになった場合、加入が取り消されることがあります。ぜひ健康なうちに加入を!!

- 健康告知基準123に該当しない方で契約効力発生日に健康告知基準4「指定疾病」に該当している方は、「指定疾病」を登録の上、**セット共済7型に限り加入できます**。なお、登録の「指定疾病」に関連のある請求については給付削減があります。P18参照
- 先天性の疾患にかかわるものについては給付対象になりません。

4に該当する方はセット7型に限り加入可

### 4 指定疾病

「指定疾病」とは、次の疾病をいいます。

ア. 新生物(がん、腫瘍、肉腫、筋腫、白血病等(良性の腫瘍、良性の子宮筋腫は含みません))

イ. 心疾患(心臓病、高血圧、心房細動、不整脈、狭心症、心筋梗塞、川崎病等)

ウ. 精神病(統合失調症、双極性障害等)、アルコール依存症および薬物中毒(うつ病、適応障害、神経症は含みません)

エ. 血管および血液の疾患(血友病、エイズ、脾臓の疾患、動脈硬化症、動脈瘤、血栓症等(高脂血症、痛風は含みません))

オ. 糖尿病

カ. 脳血管疾患(脳出血、脳血栓症、脳梗塞、脳軟化症、もやもや病等)

キ. 消化性潰瘍(胃・十二指腸潰瘍、クローン病等)

ク. 肝臓および膵臓の疾患(慢性肝炎、肝炎ウイルスキャリア、C型肝炎等(脂肪肝は含みません))

ケ. 腎臓疾患、ネフローゼ(慢性腎炎、慢性腎不全等(腎盂腎炎は含みません))

コ. 肺・呼吸器疾患(肺結核、肺気腫、喘息、慢性気管支炎、胸膜・縦隔・横隔膜の疾患等(気胸は含みません))

サ. 骨髄疾患

シ. 神経疾患(パーキンソン病、アルツハイマー型認知症等)

ス. 運動系疾患(骨粗しょう症、脊髄疾患 カリエス、変形性膝関節症、変形性股関節症、変形性腰椎症、脊柱管狭窄症、すべり症、人工関節等(ヘルニアは含まれません))

セ. 甲状腺の疾患(橋本病、バセドウ病等)

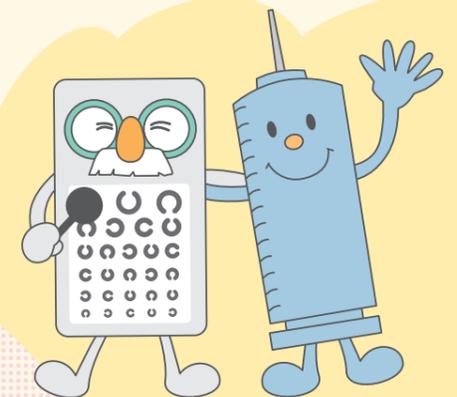
ソ. リウマチ、関節炎(慢性関節炎、滑膜炎等)

タ. 膠原病と原因不明の全身疾患(エリテマトーデス、強皮病、シェーングレン症候群、ベーチェット病、サルコイドーシス、原田病等)

チ. その他、医労連共済が指定する疾患

[2018年7月改定]  
(厚生労働省がおこなう難病対策の疾患)(潰瘍性大腸炎、メニエール病、多発性硬化症、突発性難聴、胆道閉鎖症、好酸球性副鼻腔炎等)

2018年6月以前は下記のとおり  
(厚生労働省が指定する特定疾患)(潰瘍性大腸炎、メニエール病、多発性硬化症、突発性難聴等)



セット共済

# 火災共済

● 建物の最高口数  
400口→最高**4,000万円**保障

● 家財の最高口数  
200口→最高**2,000万円**保障

## ここがおすすめです

- 建物の築年数で掛金が変わることはありません。
- 再取得価額※で保障します。
- 風水害・雪害も基本契約に含まれます。
- 地震特約もつけられます。
- 共済受付日の翌日午前0時より効力発生日まで、サービス保障期間とします(サービス期間は1ヵ月未満)。
- 年齢制限はなく続けられます。
- 二親等の親族の家まで加入することができます。

## もしもの時…再建できます

民間損保の火災保険は、古くなった家は時価で評価され減額される事が多く、もしもの時に再建できないことがあります。そこで、再建できる再取得価額保障の医労連共済の火災共済がだんぜんお得です。掛金の安さと、70%以上の損害を全焼と認定するなどの加入者の立場に立った共済と大評判です。

※再取得価額は、「修理・修復できるものはその費用の保障。修理・修復不能な場合は、『同程度』のものを購入するために必要な費用を保障する」という制度です。

## 1口当たりの掛金と保障額

構造	掛金 (1口当たり)	保障額
木造・モルタル等	基本契約のみ 《年額》 60円 《月額》 5円	最高 <b>10万円</b>
耐火構造	基本契約のみ 《年額》 30円 《月額》 2.5円	

## 建物加入の上限口数と掛金

構造	1坪当たりの上限口数	1口当たりの掛金
木造・モルタル等	7口	5円
耐火構造	8口*	2.5円*

※耐火の場合、偶数口数で掛けてください。

## 1坪当たりの上限口数とは…

1坪を再建する時の最低価額  
木造 7口×10万円 =70万円  
耐火 8口×10万円 =80万円

## ご注意ください

木造・モルタルか耐火構造か、また延べ床面積(坪数)によって、加入できる口数や掛金、保障額が異なります。  
「準耐火」や「軽量鉄骨」 = **木造扱い**

## 医労連共済の耐火構造とは？①～⑥のどれかに当てはまれば 耐火構造です

- ① 柱・梁・床・屋根・小屋根・外壁がコンクリート
- ② 柱・梁・床・屋根・小屋根がコンクリート、外壁がコンクリートブロック
- ③ 柱・梁・床・屋根・小屋根がコンクリート、外壁が煉瓦
- ④ 柱・梁・床・屋根・小屋根がコンクリート、外壁が石
- ⑤ 柱・梁・床がコンクリート、屋根・小屋根・外壁が不燃材料
- ⑥ 柱・梁・床が耐火被覆鉄骨、屋根・小屋根・外壁が不燃材料

※「鉄筋・鉄骨=耐火構造」ではありません。一戸建ての場合、鉄筋や鉄骨が使われていても、医労連共済では「木造・モルタル構造」として扱います。

## 家財加入基準(限度)

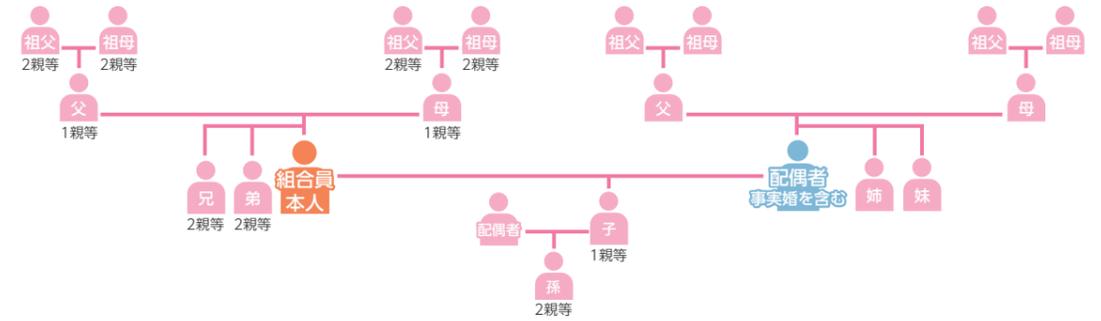
最高年齢者同居人数	30歳未満	30歳代	40歳代	50歳以上
1~2人	80口	150口	200口	200口
3人	90口	160口	200口	200口
4人	100口	<b>180口</b>	200口	200口
5人以上	140口	200口	200口	200口

たとえば

30代で家族4人、40坪の木造住宅にお住まいの場合  
**加入口数** 家財の上限口数は180口  
 →180口を上限に何口でも加入できます  
**月掛金** 180口掛ける場合、180口×5円=900円/月  
**最高保障額** 180口掛ける場合→最高**1,800万円**を保障

※耐火の場合、偶数口数で掛けてください。

## 加入の範囲 (2親等以内の親族)



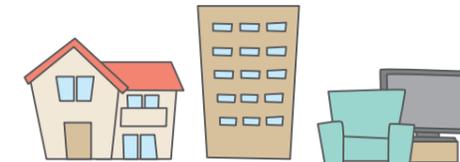
## 加入できる建物と家財(日本国内の居住目的の建物に限ります)

● 貸家の方



他人に住居を貸している方  
建物のみ加入できます  
建物(最高400口まで)

● 持家の方(戸建て・マンションとも)



持家に住んでいる方  
建物・家財とも加入できます

● 借家の方



借家などに住んでいる方  
家財のみ加入できます  
家財(最高200口まで)

## Q A こんな場合でも加入できる？

Q1 アパート・マンション一棟などを業として貸している建物は加入できますか？

A1 加入できません。  
貸家の契約については、組合員契約者1名につき1軒(1部屋)です。

Q2 同じ敷地内に自分の家と子どもの家があります。両物件加入したい場合どうしたらいいですか？

A2 同一敷地内に複数の住宅がある場合、加入したい物件の指定をしてください。  
(加入時に、番地の後に「北側」、「南側」など物件を区別できるように記入してください。)

Q3 夫も妻も組合員の場合(親子の場合も同じ)、どちらが加入すればよいですか？

A3 夫または妻のどちらか一方を契約者として加入してください。

## ご注意ください

- 営業用・事業用の建物は加入できません。建物に営業用・事業用部分が居住面積以上含まれている建物は加入できません。P20参照
- 地震を起因とする火災は地震特約 P14参照で保障し、火災共済では保障しません。
- OB組合員の新規加入はできません。

## 火災共済の保障内容

### 火災などの保障

給付区分	損害の程度	共済金	臨時費用※
全焼	焼損割合が70%以上	契約共済金額	最高200万円を限度に共済金の15%以内(地震特約には臨時費用はつきません)
その他	焼損割合が70%未満	契約共済金額の70%を限度として再取得価額	

※臨時費用とは、火災などにともなう生活上の臨時的支出に充てるために要する額をいい、支払い率は共済金とは別枠で共済金の15%をお支払いするものです(最高200万円が限度です)。  
火災などの損害報告の届出が遅れた場合は、共済金の削減または臨時費用が必要でない判断されることがありますのでご注意ください。

風水害など火災以外の損害も保障



消火活動による冠水・水ぬれ



落雷



爆発・破裂



他人の住居からの水もれ



航空機の墜落



他人の車両の飛び込み



突発的な第三者の加害行為  
(損害額5万円以上)



風水害等  
P15参照

### 風水害の給付事例

建物 210口・家財 200口 木造加入

台風で瓦が飛び、雨どいが壊れました。  
損害額 17万4,474円(消費税込み)

地震特約なしの場合 給付金 5万円 + 臨時費用15% 7,500円

P15上の表参照

(月掛金) 2,050円

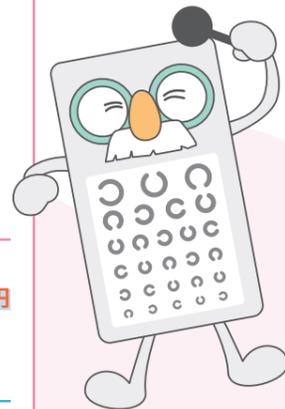
合計給付額 5万7,500円

地震特約ありの場合 給付金 5万円 + 臨時費用15% 7,500円 + 10万円  
(火災共済) (地震特約加算分の臨時費用なし)

P15下の表参照

(月掛金) 4,100円

合計給付額 15万7,500円



### 落雷時の給付事例

建物 210口・家財 200口 木造加入  
(月掛金) 2,050円

落雷による停電が発生。照明器具は復旧したが、電気ファンヒーター2台、テレビ2台、ラジオ1台、給湯器、風呂用ボイラー、冷蔵庫が使用不能となった。  
損害額 50万8,200円(消費税込み)

給付金 50万8,200円 + 臨時費用15% 7万6,230円 合計給付額 58万4,430円

あなたの掛金と保障額を計算してみましょう!

mの場合には3.3で割り算 小数点以下は切り上げ

## 1 木造・モルタルの持家 建物と家財に加入できます

建物加入について

加入口数 建坪 (延べ床面積)  坪 × 7 口 =  口まで加入できます  
(木造)

月掛金  口 × 5 円 =  円  
(木造)

最高保障額  口 × 10 万円 =  万円  
(1口当たり最高保障額)

※家財加入については「3 木造の借家」を参照して計算の上、建物と合計してください。

持家の方

## 2 耐火構造の持家 建物と家財に加入できます

建物加入について

加入口数 建坪 (延べ床面積)  坪 × 8 口 =  口まで加入できます  
(耐火) (偶数口数でご加入ください)

月掛金  口 × 2.5 円 =  円  
(耐火)

最高保障額  口 × 10 万円 =  万円  
(1口当たり最高保障額)

※家財加入については「4 耐火構造の借家」を参照して計算の上、建物と合計してください。

借家の方

## 3 木造の借家 家財のみ加入できます

加入限度口数は同居家族の最高年齢者の年齢と同居人数によって決まります。

木造・モルタルの建物にお住まいの場合

加入口数 「家財加入基準(限度)」の表を参照してください P10参照

月掛金  口 × 5 円 =  円  
(木造)

最高保障額  口 × 10 万円 =  万円  
(1口当たり最高保障額)

## 4 耐火構造の借家 家財のみ加入できます

加入口数 「家財加入基準(限度)」の表を参照してください P10参照

月掛金  口 × 2.5 円 =  円  
(耐火)

最高保障額  口 × 10 万円 =  万円  
(1口当たり最高保障額)

## 5 貸家 建物のみ加入できます

「木造・モルタル」か「耐火構造」かによって上記「1 木造・モルタルの持家」か「2 耐火構造の持家」を参照して計算してください。



医労連共済HPで掛金シミュレーションができます

医労連共済 掛金シミュレーション



# 地震特約もつけられます

火災共済(基本契約) + 地震特約(希望者が付帯)

- 地震特約は地震(津波を含む)・噴火を直接起因とする火災・損壊の建物・家財それぞれ50万円を超える損害を保障します。

火災共済に加入していれば地震特約をつけられます。地震特約をつけた場合、合計掛金は火災共済掛金の**2倍**になります。  
風水害・雪害にも対応します(地震損害の場合とは保障が異なります)。

## 地震特約(地震損害の共済金) 地震で建物・家財の損害がそれぞれ50万円を超える場合が対象。

給付区分	損害の程度	1口当たりの共済金	限度額
全壊・全焼	70%以上	3万円	900万円
半壊・半焼	20%以上~70%未満	2万円	600万円
一部壊・一部焼	20%未満 (損害額50万円超)	1万円	300万円

加入口数  
限度額・損害額以上の  
保障はされません

〈損害に対する保障の一例〉

たとえば…火災共済+地震特約に建物210口・家財200口で合計410口加入した場合



### 地震特約の限度額の計算方法



## 火災共済に地震特約をつけた場合の保障一覧

災害内容	地震特約	火災共済
火災などの時	対象外	建物と家財あわせて最高保障額 <b>6,000万円</b>
風水害・雪害などの時	建物の損害のみ最高保障額 <b>600万円</b> 「貸家・借家」「自家で家財のみ」の契約の場合、 保障額は1/2となります。	建物の損害のみ最高保障額 <b>300万円</b> 「貸家・借家」「自家で家財のみ」の契約の場合、 保障額は1/2となります。
地震などの時	建物と家財あわせて最高保障額 <b>900万円</b>	対象外
(臨時費用)	対象外	最高200万円を限度に共済金の15%以内

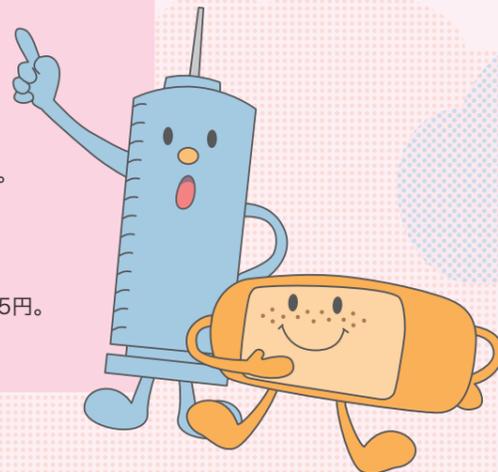
### ご注意ください

加入の際は火災共済【基本契約】に地震特約ありかなしを選択

- 「地震特約」は「火災共済【基本契約】」にプラスして加入する共済です。  
※「地震特約」単独では加入できません。
- 「火災共済【基本契約】」が建物だけなら「地震特約」も建物のみ。
- 「火災共済【基本契約】」が家財だけなら「地震特約」も家財のみ。
- 「火災共済【基本契約】」が建物・家財なら「地震特約」も建物・家財となります。

地震特約が**あり**の場合の掛金は、**なし**の場合の2倍の金額となります

- 「地震特約」の加入口数は、「火災共済【基本契約】」と同じ口数です。  
掛金は1口当たり、「火災共済【基本契約】」と同じ、木造月額5円、耐火月額2.5円。  
※OB組合員は火災共済【基本契約】に加入の方のみ付帯できます。



## 風水害・雪害などの保障 実損額を保障するものではありません。

- 「風水害・雪害などの保障」は建物の損害のみが対象です。とします。
- 家財は対象外です。
- 損害が5万円を超える場合(5万1円から)が対象です。風水害・雪害による建物の損害をとみなわない雨漏りや雪解け水による内壁や天井の水漏れは対象外です。
- 最高限度は、100口以上の加入の場合でも100口を限度
- 「貸家・借家」「自家で家財のみ」の契約の場合、保障額は1/2となります。
- 基本契約と地震特約の共済金は実損額を限度とします。
- 火災共済は自然災害のうち、地震、噴火、津波による被害は対象になりませんので地震特約をつけてください。

給付区分	損害の程度	1口当たりの共済金	最高限度(1世帯当たり)	
			自家	貸家または借家
全壊流失	住宅の70%以上の損壊・流失	3万円	300万円	150万円
半壊	住宅の20%以上の損壊	1万5,000円	150万円	75万円
一部壊	損害額100万円を超える場合	4,000円	40万円	20万円
	損害額50万円を超える場合	2,000円	20万円	10万円
	損害額20万円を超える場合	1,000円	10万円	5万円
	損害額10万円を超える場合	500円	5万円	2万5,000円
床上浸水	損害額5万円を超える場合	250円	2万5,000円	1万2,500円
	全床面50%以上、高さ150cm以上	1万5,000円	150万円	75万円
	全床面50%以上、高さ100cm以上	1万円	100万円	50万円
	全床面50%以上、高さ70cm以上	7,000円	70万円	35万円
	全床面50%以上、高さ40cm以上	5,000円	50万円	25万円
	全床面50%以上、高さ40cm未満	3,000円	30万円	15万円
床下浸水 見舞金	全床面50%未満、高さ100cm以上	3,000円	30万円	15万円
	全床面50%未満、高さ100cm未満	1,000円	10万円	5万円
	風水害・雪害等の損害のため泥かきや消毒等で費用が5万円を超えた時	250円	2万5,000円	1万2,500円
	風水害・雪害等の損害のため泥かきや消毒等で費用が10万円を超えた時	500円	5万円	2万5,000円

臨時費用  
最高  
200万円を  
限度に  
共済金の  
15%以内  
(地震特約には  
臨時費用は  
つきません)

給付区分	損害の程度	1口当たりの共済金	限度額
全壊流失	住宅の70%以上の損壊・流失	3万円	600万円
半壊	住宅の20%以上の損壊	1万5,000円	300万円
一部壊	損害額100万円を超える場合	4,000円	80万円
	損害額50万円を超える場合	2,000円	40万円
	損害額20万円を超える場合	1,000円	20万円
	損害額10万円を超える場合	500円	10万円
床上浸水	損害額5万円を超える場合	250円	5万円
	全床面50%以上、高さ150cm以上	1万5,000円	300万円
	全床面50%以上、高さ100cm以上	1万円	200万円
	全床面50%以上、高さ70cm以上	7,000円	140万円
	全床面50%以上、高さ40cm以上	5,000円	100万円
	全床面50%以上、高さ40cm未満	3,000円	60万円
床下浸水 見舞金	全床面50%未満、高さ100cm以上	3,000円	60万円
	全床面50%未満、高さ100cm未満	1,000円	20万円

※ 地震特約は、「火災共済【基本契約】」で保障されている「風水害・雪害などの保障」にプラスされます。



# 制度のご案内

## 必ずお読みください

### 対象

セット共済 生命共済 医療共済 交通災害共済   
と火災共済 のすべてに共通です。

### 1 保障の期間と更新

- ① 共済期間は1年間（7月1日から翌年6月30日）です。事業規約の変更など特別なことがない限り、毎年7月1日に更新されます。
- ② 加入者が満加入年齢を超過されて最初に迎える6月30日まで、保障は更新されます。
- ③ 7月1日の更新日に満加入年齢を超過される場合は、更新することができません。ただし交通災害共済、火災共済は更新できます（交通災害共済・火災共済は年齢制限なし）。
- ④ **1年間の契約期間内は中途解約はできません（火災共済を除く）。**退職の場合も6月30日までの掛金を納入してください。なお、契約期間内で中途解約した場合は、掛金の払い戻し、および共済金の請求はできません。
- ⑤ 労働組合を脱退した場合は加入できません。また、脱退した場合は掛金の払い戻しはありません。

### 2 外国人労働者の共済加入について

- ① 共済加入ならびに共済金の受取人については日本国内居住者に限ります。ただし、外国人組合員の配偶者で日本国籍の者についてはこの限りではありません。
- ② 日本に居住し、途中で日本居住でなくなった場合については、共済加入の契約は消滅します。

### 3 年末所得控除

**医労連共済は労働組合法にもとづく労働組合内の助け合い事業なので、所得税控除の対象になりません。**

### 4 割戻金（還元金）

医労連共済は、組合員の助け合いの事業であり、営利を目的としていません。毎年5月31日に決算をし、剰余金がある時は6月30日時点の加入者に、その年度中の払い込み掛金に応じて割戻金として還元できます。ただし、地震特約は還元金の対象外です。

### 5 共済金の受取人

- ① 共済契約者。
- ② 被共済者と同一人である共済契約者が死亡した場合の死亡共済金受取人は次の順序になります。
  - 1) 共済契約者の配偶者（事実婚を含む）。
  - 2) 共済契約者の死亡当時、その収入により生計を維持していた共済契約者の子、父母、孫、祖父母および兄弟姉妹。
  - 3) 共済契約者の死亡当時、その収入により生計を維持していた共済契約者の配偶者の子、父母、孫、祖父母および兄弟姉妹。
  - 4) 2)に該当しない共済契約者の子、父母、孫、祖父母および兄弟姉妹。

- 5) 3)に該当しない共済契約者の配偶者の子、父母、孫、祖父母および兄弟姉妹。
- ③ 上記以外に受取人を指定する場合は、特に必要がある場合に限りです。  
受取人の指定には、別途届出が必要となります。

### 6 死亡共済金の税務上の取り扱い

死亡共済金は、一時所得として所得税が課税されます。

### 7 退職後の継続加入について（退職しても継続できます）

**退職後のOB扱いについては、各組合が一括で取り扱いを決定した単組扱いのOB＝「単組OB」と、共済事業局扱いのOB＝「退職者共済」があります。所属組合にご確認ください。**

- ① 「単組OB」の場合は満55歳以上、「退職者共済」の場合は満65歳以上の退職者で、所属組合が継続加入を認めた方。
  - ・退職の2年以上前から、セット共済・交通災害共済・火災共済に加入していた方は継続加入が可能です。なお、セット共済の生命共済上積み部分は継続できません。ただし、医労連共済の年度途中で退職された場合は、6月30日の契約満期まで既契約のまま加入できます。
  - ・セット共済については、満79歳までの継続加入を認めます。ただし、満70歳以降の加入型はセット共済6型または7型に限ります。なお、交通災害共済・火災共済については、年齢制限はありません。
  - ・「単組OB」は初回のみ1,000円の会費となります。「退職者共済」は、毎年1回7月に会費2,400円を登録口座より引き落としいたします。
- ② 「単組OB」で満55歳未満、「退職者共済」で65歳未満の退職者については所属組合が認めた方で、組合費を収めている方。この場合、在職の組合員と同じ資格で加入することができます。
  - ・医労連共済の年度途中で退職された場合、所属労働組合が認めた方は6月30日の契約満期時まで既契約のまま加入できます。

### 8 契約の消滅について

- ① 次の場合、その方を共済者とする共済契約は消滅します。
  - 1) 被共済者が死亡したとき。
  - 2) 被共済者が労働基準法施行規則別表第2身体障害等級第1級、第2級、第3級の2～4の障害に該当したとき。
  - 3) 離婚により被共済者が被共済者の資格を喪失したとき。
- ② 次の場合、共済契約全体が消滅します。
  - 1) 共済契約者が死亡し、規約に定める契約承継がない場合。
  - 2) 規約に定める契約承継者が次年度の効力発生日に満80歳となる当該年度末。
  - 3) 規約に定める契約承継者が死亡したとき。
  - 4) ①の2)により契約が消滅した組合員の家族が共済契約者であった場合、組合員が次年度効力発生日に満80歳になる当該年度末。
- ③ ただし、②の1)の場合、共済契約者を被共済者とする個人共済以外、個人共済・火災共済ともに既契約を一括継続し、残りの共済期間の掛金を払い込むことを条件に、当該年度内に限り加入を継続することができます。なお、こ

の期間の共済金受取人は、被共済者とし、共済金受取人が未成年者の場合、その方の親権者もしくは後見人が手続きをおこないます。

### 9 契約の承継について

- ① 契約者が死亡した場合、契約者の配偶者（満80歳未満で事実婚を含む）を契約承継者として、その時点で加入を限度として継続できます。なお、契約承継者（配偶者）は個人共済の加入は問いません。火災共済は契約承継者の居住物件のみ継続できます。
- ② 契約承継者の手続きについては契約者死亡時より60日以内におこなってください。
- ③ 継続にあたっては、年1回1,000円の会費を納入してください。
- ④ 配偶者に承継の意志のない場合、配偶者がいない場合は6月30日をもって満期解約となります。

### 10 不慮の事故について

- **不慮の事故とは、急激、偶然かつ外因性（ただし、疾病または体質的な要因を有する者が軽微な外因により発症し、または増悪した時は、その軽微な外因は急激かつ偶発的な外来事故とみなさない）によるもので、次のものをいいます。**
  - ① 交通事故および自動車非交通事故。
  - ② 医薬品、生物学的製剤およびその他の固体、液体、ガスおよび蒸気による不慮の事故。
  - ③ 外科的および内科的診療上の患者事故。
  - ④ 患者の異常反応あるいは後発合併症を生じた外科的および内科的処置で処置時事故の記載のないもの。
  - ⑤ 不慮の墜落。
  - ⑥ 火災および火災、自然および環境要因、溺水、窒息および異物による不慮の事故。
  - ⑦ 医薬品および生物学的製剤の治療上による有害作用。
  - ⑧ 他殺および他人の加害による損傷。
  - ⑨ 改正感染症法（2007.6に施行）第6条第2項から第4項に掲げる1類から3類の感染症。

- **急激とは、事故から傷害の発生までの経過が直接的で時間的間隔のないことをいい、慢性、反復性または持続性が認められるものは含みません。**
- **偶然とは、事故の発生または事故により傷害の発生が被共済者にとって予見できないことをいいます。**
- **外因とは、事故および事故の原因が被共済者の身体の外から作用することをいいます。**
- **次のものは危険度の高い運動行為のため、不慮の事故とはみなしません。**

- ① ピッケル・アイゼン・ザイル・ハンマー等の登山用具を使用する岩登り・沢登り・積雪期登山等特殊な技術と経験を必要とする山岳登山・落下。
- ② 道路外での自動車・自転車・二輪車・原動付自転車の使用。
- ③ 興行としておこなう運動行為。
- ④ 被共済者の泥酔状態原因とする事故。
- ⑤ 別表の各行為の類似行為。
- ⑥ 以上各行為の準備から終了までの行為。

（別表）  
海でのモーターボート、ヨット（外洋）、クルーザー、水上オートバイ、スキューバダイビング、シュノーケリング（船使用）、すもぐり（船使用）、ボートパラセーリング、い

かだ、ファルトカヌー、ラフティング（ゴムボートに乗って川下り）、川下り（観光用を除く）、キャニオニング、底引き網、飛行船、熱気球、遊覧ヘリコプター、ヘリスキー、スカイダイビング、ジャイロコプター、グライダー、パラグライダー、自転車パラセーリング、超軽量動力機搭載（パラシュート型、ハング型、飛行機型）、バンジージャンプ、ジェットスキー操縦、リュージュ、ボブスレー、フリークライミング、岩（沢）登り、出初式、祭り（御柱祭、かんとら祭、だんじり、博多山笠、ケンカみこし等）、狩猟（銃を使用するもの）、エアガン遊び、サバイバルゲーム、大風揚げ（1畳以上）等

### 11 用語の説明

- **死亡とは、病気、自然死およびその他の原因による死亡をいいます。**
- **障害とは、後遺障害（疾病が治った後に残る障害）をさし、医労連共済の定める労働基準法施行規則別表第2身体障害等級表の第1級から第14級までに該当する程度の障害をいいます。**
- **入院とは、医師による治療が必要であり、かつ自宅などでの治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。**
- **1日入院とは、入院日＝退院日の入院で、入院料の計算の対象となったものをいいます。**
- **休業とは、医師による治療が必要であり、かつ休業して通院し、医師の管理下において治療に専念することをいい、医師が必要と認めた期間をいいます。**
- **故意とは、一定の結果を発生させる意図をもって行為することをいいます。**
- **重大な過失とは、ほとんどすべての人がその行為によって十中八九まで事故が発生することを知らず、防止のための努力をするべきところをしないことをいいます。**
- **交通事故とは、次のいずれかに該当するものをいいます。ただし、日本国内で発生した交通災害に限ります（日本国内とは日本国政府の領土主権がおよぶ領域で、領海、領空を含む）。**
  - ① 運行中の交通乗用具に搭乗中の不慮の事故。
  - ② 運行中の交通乗用具に搭乗していない者が被った、運行中の交通乗用具（積載物含む）との衝突・接触等による不慮の事故、または、運行中の交通乗用具の衝突・接触・火災・爆発等による不慮の事故。
  - ③ 職域内において、交通乗用具の交通によって発生した事故。
  - ④ 交通乗用具の乗降場構内（改札口の内側をいう。航空機においては乗降客のみが通行できる出入口の内側をいう）で乗客（入場客を含む）として被った不慮の事故。
  - ⑤ 道路上への建造物・工作物等の倒壊、または建造物・工作物等からの、ものの落下による道路通行中の者が被った不慮の事故。
  - ⑥ 崖崩れ、土砂崩れまたは岩石の落下による、道路通行中の者が被った不慮の事故。
  - ⑦ 火災・破裂または爆発による、道路通行中の者が被った不慮の事故。

※交通乗用具とは、電車、気動車、モノレール、ケーブルカー（ロープウェイを含む）、リフト（スキー場等にある）人員輸送用のもの、エレベーター、エスカレーター（動く歩道を含む）、自動車、原動機付自転車、自転車、荷車、牛車、馬車、人力車（人を乗せ、車夫が引く二輪車）、ソリ（馬などに雪や氷の上を引かせて荷物や人を運ぶもの）、スノーモービル、電動カート、トロリーバス、航空機、船舶（漁船および総トン数5トン未満の船は除くが、渡し船、遊覧船は含む）とし、農耕用トラクター、各種クレーン車、パワーショベル、フォークリフト、ショベルローダー、ブルドーザー、コンクリートミキサー、ロードローラーなどの工作自動車は、これらが作業機械として使用されている時は交通乗用具とみなさない。いずれの場合も遊戯目的で供されるものを除く。

## 共済金が削減される場合

生命共済  
セット共済の  
生命共済部分



項目	条件		給付率
高年削減	2021年6月末までの 給付事由の場合	給付事由発生日に満61歳以上63歳未満	60%
		給付事由発生日に満63歳以上65歳未満	50%
		給付事由発生日に満65歳以上	40%
	2021年7月1日以降の 給付事由の場合	契約効力発生日満61歳以上63歳未満	60%
		契約効力発生日満63歳以上65歳未満	50%
		契約効力発生日満65歳以上	40%
自殺 重大過失	新規加入契約効力発生日から1年以内の自殺 新規加入契約効力発生日から1年以内の重大過失による死亡		50%

医療共済  
セット共済の  
医療共済部分



項目	条件		給付率
高年削減	2021年6月末までの 給付事由の場合	給付事由発生日に満65歳以上70歳未満	70%
		給付事由発生日に満70歳以上	60%
	2021年7月1日以降の 給付事由の場合	契約効力発生日満65歳以上	60%

生命共済  
医療共済  
セット共済の  
生命共済部分・  
医療共済部分



項目	条件		給付率
★ 指定疾病・ 罹患傷病	2021年6月末までの 加入の場合	効力発生後60日以内	30%
		効力発生後61～180日以内	50%
		指定疾病効力発生日181日以降	70%
		罹患傷病効力発生日181日～1年以内	70%
	2021年7月1日以降の 加入の場合	効力発生後180日以内	30%
		効力発生後181日～1年以内	50%
交通違反	踏切信号無視立ち入り 交通機関飛び乗り・飛び降り		50%

★指定疾病や罹患傷病があり生命共済・医療共済の給付請求をする場合は、契約効力発生日から給付事由発生日の期間によって給付率が決まります。

★給付削減となった傷病については、それ以降も同一の給付率になります。

交通災害共済  
セット共済の  
交通災害共済部分

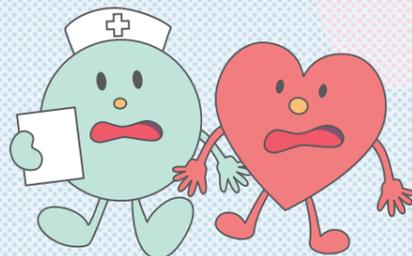


項目	条件	給付率
過失軽微	被共済者過失事故ではあるが重大な過失ではない場合	50%

※増口や型式変更による増口分は、既加入分と別に各項の審査をおこないます。  
※共済金支払い後に上記のいずれかに該当していたことが判明した場合、返金を求めます。

※新規契約効力発生日以前の罹患傷病、新規契約効力発生日以前の罹患指定疾病の場合は、契約者・被共済者・共済金給付受取人が罹患していたことを知らない場合も含まれます。

※不慮の事故の場合は、医療共済の高年削減はありません。



## 共済金が支払われない場合

生命共済  
医療共済  
交通災害共済  
セット共済  
火災共済



項目	条件
受給失格	受給資格がないことが明らかになった場合
掛金不納	掛金が定められた日までに納入されなかった場合
組合脱退	労働組合を脱退した場合
調査拒否 書類変造	医労連共済が求める書類提出や調査の拒否、不実報告記載、書類変造をおこなった場合
故意過失	給付事由が、契約者・被共済者・給付受取人の故意または重大な過失で発生した場合 火災共済の場合、契約者・その親族・建物家財の所有者の故意または重大な過失による損害
犯罪行為	給付事由が、契約者・被共済者・給付受取人の犯罪行為で発生した場合
戦争変乱	給付事由が、戦争その他の変乱で発生した場合
契約解除	給付事由が、契約解除後に発生した場合
紛失盗難	紛失や盗難による損害
地震噴火	地震・噴火・津波に起因する火災、風水害等による損害

医療共済



項目	条件
妊婦分娩 先天異常 慢性中毒	給付事由が、正常な妊娠・分娩・産褥およびこれらの合併症である場合 先天異常、慢性中毒による場合

交通災害共済



項目	条件
詐欺行為	給付事由が、給付を取得することを目的とした行為による場合
交通違反	給付事由が、無免許運転、飲酒運転、最高速度違反、信号無視、踏切警報機無視、無免許運転車・飲酒運転への同乗によるものである場合
職業運転	給付事由が、現役組合員契約者以外の被共済者が、職業運転手として運転業務中に発生した場合
天災事件	給付事由が、天災による場合
微傷創傷	給付事由が、交通災害により生じた、平常の業務能力に支障のない程度の微傷に起因する創傷感染症の場合(丹毒・膿瘍・蜂窩織炎・リンパ腺炎・膿毒炎・敗血症・破傷風・よう・せつ・ひょうそう等)
罹患傷病	給付事由が、すでに罹患していた傷病である場合
別件事故	給付事由が、給付請求する事故とは別の事故の場合
他人暴行	給付事由が、他人の暴行によるものである場合
治療拒否	給付事由が、治療を怠り、または治療をしなかったために発生した場合

※増口や型式変更による増口分は、既加入分と別に各項の審査をおこないます。

※共済金支払い後に上記のいずれかに該当していたことが判明した場合、返金を求めます。

※本パンフレットに記載されていない事項については、医労連共済事業規約および細則にもとづいて実施します。

### ご注意ください

契約期間(共済期間：7月1日～翌年6月30日)途中に解約された場合、共済金給付請求権は失われます。  
また、共済金給付がある場合、その共済金給付の返却を求めます。

### 契約者の義務

契約者・被共済者・共済金受取人は、次の義務を負います

- (1) 加入申込書に記入すべきことをすべて記入し、不実を記載しないこと。
- (2) 定められた期限までに掛金を納入すること。
- (3) 医労連共済がおこなう、契約内容および共済金給付請求に関する調査に対して、事実を報告し、書類を提出すること。
- (4) 加入資格および契約内容が変化する事実が発生した場合は、ただちに報告すること。

# 火災共済制度のご案内

必ずお読みください

対象 火災共済

## 1 火災共済の対象とならないもの

- ① 営業用・事業用の建物・付属建物・付属工作物・設備・機器・器具・備品・商品・半製品・原材料。
- ② 建物に営業・事業用部分を含み、その面積が居住部分の面積を超える場合。
- ③ 建物に営業用・事業用部分を含み、その面積が20坪を超える場合。
- ④ 常時10人以上が業務に従事する事務所を兼ねる住宅。
- ⑤ 火薬類専門販売業、ガソリンスタンド、屑物商、飯場、簡易宿泊所、貸座敷、待合、割烹、料亭、キャバレー、ナイトクラブ、バー、スナック、ピアホール、映画館、劇場、遊戯娯楽場、工場、常時5人以上が作業する作業所、倉庫、車庫、公会堂、集会場、病院、診療所、学校、幼稚園、保育所、寺社を兼ねる住宅。
- ⑥ 通貨、有価証券、印紙、切手。
- ⑦ 貴金属、宝石、宝玉、貴重品、美術品、書画、骨董、彫刻物。
- ⑧ 稿本、設計図、図案、雛形、鋳型、模型、証書、帳簿、宣伝物。
- ⑨ 家畜、家さん、動物。
- ⑩ 総排気量50ccを超える自動車。
- ⑪ レンタル・リース品などの受託物。
- ⑫ その他各号のものに準ずるもの。

## 2 医労連共済の火災共済契約者が他の民間損保等に加入している場合

- ① 医労連共済としては、民間損保等からの按分調整に応じません。また、損害保険会社（共済団体含む）からの問い合わせには、個人情報保護の観点から一切応じません。
- ② 医労連共済は、規約にもとづく損害額を支払います。
- ③ 同一の建物について、他の損害保険会社と契約が締結されている場合（重複保険）においては、保険金はそれぞれの保険会社の約款や事業規約にもとづいて決定されるため、保険会社から支払われない場合や減額される場合があります。

## 3 代位権について

契約者は、契約建物家財が第三者の行為に起因して損害を受けた場合に、その第三者に対する代位権を医労連共済が取得することを認め、第三者から損害の補填を受けた場合、共済金給付額と精算しなければなりません。また、医労連共済が要求した時は、代位権の保全行使のために必要な書類提供に協力しなければなりません。

## 4 質権設定について

質権設定が可能です。詳しくは、医労連共済にお問い合わせください。

## 5 火災などの保障について

火災共済給付種類対象表

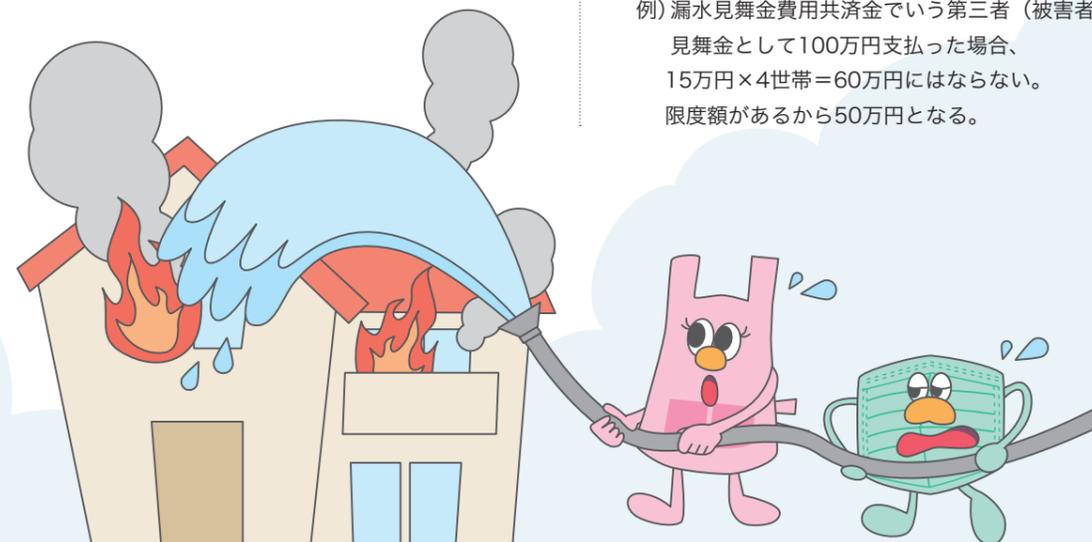
種類	給付対象
火災	人の意図に反して発生し、または、放火で発生し、拡大する、消火の必要な燃焼による損害。燃焼機器、暖房機器、電気機器等の機器のみの損害を除く。
破裂爆発	気体薬品等や、水道管等の凍結による破裂・爆発による損害。燃焼機器、暖房機器、電気機械等の機器のみの損害を除く。
航空機墜落	航空機の墜落による損害。
車両衝突	車両やその積載物の衝突や接触による損害。ただし、契約者やその親族が所有し、または、運転する車両による事故は除く。
物体落下等	物体の落下、飛来、衝突、倒壊による損害。ただし、地震等の自然現象による事故、契約者やその親族がかかわった事故、加害による事故の損害は除く。
他発水ぬれ	他人の漏水、放水、溢水による水ぬれ損害。契約者やその親族がかかわった事故は除く。 <b>A</b> 参照
自発水ぬれ	契約建物の給排水設備の事故による漏水、放水、溢水による水ぬれ損害。ただし、建物や給排水設備の欠陥、腐食、サビ、かび、虫害、自然の消耗等に起因する損害を除く。 <b>B</b> 参照
他人の加害	他人の加害による5万円を超える損害。契約者やその親族がかかわった事故は除く。
避難消防	消防や避難のために必要な処分による契約建物の損害。
落雷	落雷による損害。 <b>C</b> 参照
地震（津波を含む）・噴火	地震（津波を含む）・噴火に直接起因する建物および家財に生じた火災および損壊による損害。地震または津波、噴火を直接の原因とする火災（延焼・拡大を含む）、損壊・埋没または流出によって共済目的である建物および家財について生じた損害であり、地震または津波、噴火が生じた後における事故の拡大防止または緊急避難に必要な処置によって共済目的たる建物および家財に生じた損害を含むものとする。
風水害・雪害等共済金	給付対象は、暴風雨、旋風、突風、台風、高潮、高波、洪水、なが雨、豪雨、雪崩、降雪、降ひょう等による損害。これらに対する避難防災処分を含む。地震（津波を含む）・噴火による損害を除く。
持ち出し家財共済金	契約者やその親族が、契約建物から契約家財を他の建物に一時的に持ち出し、火災や風水害で生じた家財の損害。ただし、業者に委託した場合、アーケード・地下街・通路・道路においた場合、国外に持ち出した場合を除く。
臨時費用共済金	火災等共済金や風水害・雪害等共済金が支払われる事件で、火災や風水害による損害以外の費用を支払った場合。
失火見舞金共済金	契約建物や契約家財を収用する建物から発生した火災等によって、他人（契約者の親族を除く）の建物や家財に損害を与え、見舞金等を支払った場合。ただし、臭気付着程度の損害を除く。
漏水見舞金共済金	契約建物や契約家財を収用する建物から発生した事故によって、他人（契約者の親族を除く）の建物や家財に水ぬれ損害を与え、見舞金等を支払った場合。ただし、火災、破裂、爆発による場合を除く。
修理費用共済金	契約者やその親族が賃借する建物に損害を与え、賃借契約にもとづき修理費用を支払った場合とする。

## 6 基本契約でのその他の保障

給付区分	共済事由	支払い限度額 (いずれか少ない額)
持ち出し家財共済金	旅行等で一時的に持ち出した家財が、火災等で損害を受けた時	100万円、 または1口当たり2万円
失火見舞費用共済金	加入者が火災等により第三者に損害を与え、見舞金を支払った時	100万円、 または1口当たり2万円 (1世帯当たり40万円)
漏水見舞費用共済金	加入者が水もれにより第三者に損害を与え、見舞金を支払った時 <b>D</b> 参照	50万円、 または1口当たり2万円 (1世帯当たり15万円)
修理費用共済金	賃借人である加入者の過失による火災等で、貸主に損害を与えた時	100万円、 または1口当たり2万円

### ● 風呂の空焚き見舞金

契約共済金の100分の1を限度に実損を勘案して給付します。風呂釜のみの損害も対象となります。



## Q A こんな時でも保障になる？

### 盗難は

**Q1** 泥棒に入れられ現金や貴重品が盗まれました。また、窓ガラスが割られて、畳が汚されました。火災共済で保障はありますか？

**A1** 盗難・家財の損害に対して保障はありませんが、損害額が5万円を超える建物の損害については保障します（火災共済事業規約第27条…他人の加害によるもの）。ただし、警察への届出が必要です。支払い請求書に住宅災害状況報告書と、損害の程度がわかるように写した写真、見積書、領収書等を添えて提出してください。 **P24参照**

## こんな場合も、対象です！

### A 上の階から水漏れが！〈他発水ぬれ〉の対象

契約している火災共済の範囲内で保障されます。たとえば、家財のみ契約の場合は、家財の損害に対してのみ保障します（ただし加害者から保障のあった分を除きます）。

### B 自分の家で洗濯機のホースが外れ、自分の家が水浸しになってしまった！〈自発水ぬれ〉の対象

1口当たり10万円を上限として、実損額を限度にお支払いします。

### C 落雷でテレビやレンジが壊れてしまった！〈落雷〉の対象

電化製品の多くは、落雷に対する安全回路があるので、まったく修理不能ということが少ないようです。メーカーなどに修理を依頼し、医労連共済所定の「落雷損害証明書」（見積書）と領収書、故障箇所の写真、そして故障の原因が落雷によるものと証明する「罹災証明書」を最寄りの消防署からもらってください（新聞で落雷があったとの報道があれば、その記事も添えてください）。

### D 自分の家から水もれをしてしまった！〈漏水見舞金〉の対象

他人の建物や家財に水ぬれ損害を与え、被害者に見舞金を支払った場合は、50万円または1口当たり2万円（1世帯当たり15万円）のいずれか少ない金額を上限として、実際に支払った見舞金額を限度にお支払いします。

例) 漏水見舞金費用共済金でいう第三者（被害者）が4世帯で見舞金として100万円支払った場合、  
15万円×4世帯=60万円にはならない。  
限度額があるから50万円となる。

### 車庫や植木の損害は

**Q1** 台風で車庫や植木に被害がありました。給付の対象になりますか？

**A1** 契約している居住物件がある敷地内の車庫、門、塀、納屋など建物の付属物は風水害・雪害等共済金の対象です。植木は対象外です。

# 共済金の請求をするには？

請求はすべて所属の労働組合を通しておこないます

① 給付請求が必要になった



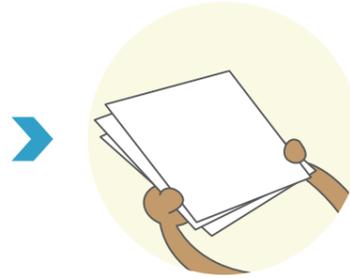
② すみやかに組合事務所へ連絡し書類等を入手する



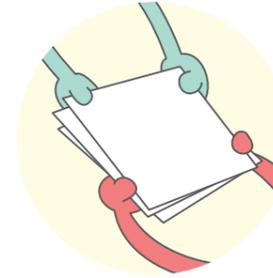
③ 必要書類を揃える



④ すべて揃ったら組合事務所へ提出



⑤ 組合から共済局へ提出、審査



⑥ 組合口座に振込 組合から本人へ



## セット共済 生命共済 医療共済 交通災害共済 共済金請求に必要な書類

- 共済金請求の効力は3年です。
- この他にも審査のために必要な書類を要請する場合があります。
- HPのマークのあるものは医労連共済所定の用紙があり、ホームページの帳票一覧よりダウンロードできます。
- ▲印は、提出を要請する場合があります。
- 請求書類はFAXでは受けられません。
- 書類のうち、医労連共済指定の診断書以外はコピーでもかまいません。

必要な書類	交通事故					不慮の事故 P17参照				病気・ケガ					注意				
	死亡	障害	後遺	入院	休業	見舞金	死亡	障害	後遺	入院	死亡	障害	後遺	入院		休業	見舞金	ドナー	
個人・火災共済共済金 支払請求書 HP	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	入院共済金と休業共済金は、重複して給付されません
団結共済・ 一律加入型共済金支払請求書 HP	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	団結共済・一律加入型共済に加入の場合はこちらをあわせて提出してください。
死亡診断書または死体検案書 除籍後の謄本	●					●	●			●	●								
交通事故証明書	●	●	●	●	●	▲	▲	▲							▲				証明書については自動車安全運転センターにお問い合わせください。 自損事故、自転車での事故の場合も警察に事故届を出してください。
事故報告書 HP	●	●	●	●	●	●	●	●							▲				事故発生から30日以内に、できる限りすみやかに(他の請求書類に先んじて)医労連共済本部03-3876-8263までFAXください。
障害診断書 診断書 HP A B 参照 医労連共済所定の診断書(原本) 提出の場合、1共済期間(7/1 ~翌年6/30)に1人1回に限り 5,000円の補助をします。		●																	医労連共済所定以外の診断書を提出する場合は、「入院」の場合は「入院の期間」、「休業」の場合は「就業不能または自宅安静療養を必要とする期間」の記載が必須です。診断書の部分的なコピーは受け付けられません。必ず全面的なコピーを提出してください。
休業証明書 HP					●													●	勤務先・学校・保育所等で記入してもらってください。
戸籍謄本	組合員本人(主たる契約者)と別居している家族加入者が初めて共済金を請求する際には、家族関係のわかる書類(戸籍謄本)の写しが必要です。																		

**A**

- 共済金が10万円以内で、かつ自宅安静療養期間が連続1週間(7日)以内
- 入院のみの場合、入院の日数にかかわらず共済金が10万円以内

上記の場合、「治療状況申告書兼同意書」と以下の書類を提出することで診断書に代えることが可能です。  
**審査の結果、診断書の提出をお願いすることがあります。**  
 入院：入院期間の記載がある領収書のコピー。  
 休業：医療機関にかかった際の領収書のコピー。  
 (領収書をなくした、乳幼児で医療費無料のため領収書が発行されないなどの場合は、医労連共済へご相談ください)  
**「治療状況申告書兼同意書」は診断書の代わりとして提出いただくものですので、必要事項をすべて記入してください。**

### 休業給付について

医療共済は、「医師の診断による連続5日以上自宅安静療養期間(受診日以降)に休業連続5日以上した場合」休業給付金の対象となる制度です。

**自分の判断や、職場の指示で休業した場合は対象外です。**

〈休業給付を受ける2つの条件〉

- ① 医師より連続5日以上自宅安静が必要と言われた場合(自己判断や、勤務先の指示で休んだ場合は対象外)
- ② 勤務先で休業証明書が取れる時

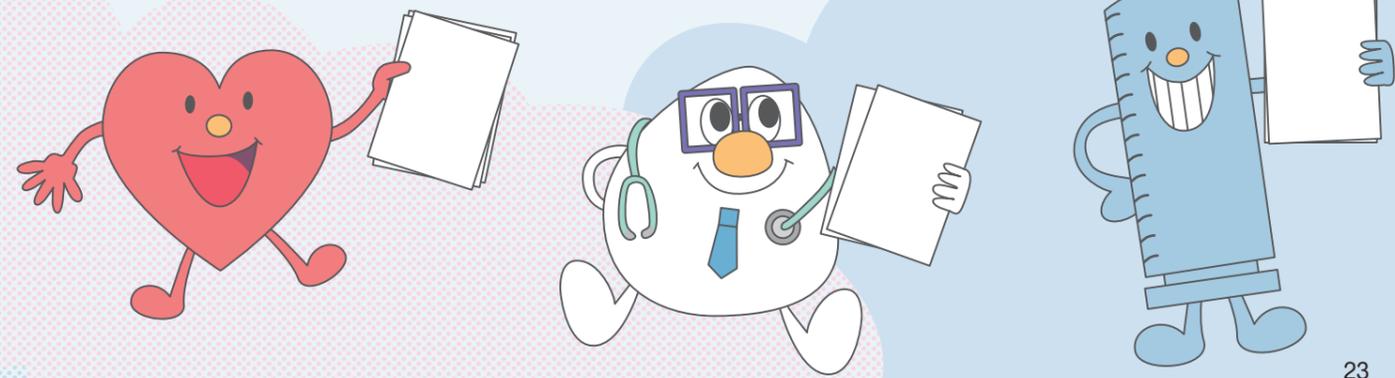
※入院期間と医師の診断による自宅安静療養期間があわせて5日以上ある場合、入院期間は入院給付、自宅安静療養期間は休業給付の対象となります。

例) 入院2日+自宅安静療養期間3日の場合、  
入院給付2日+休業給付3日

### B 診断書が必要な場合について 例) 医療共済に20口加入している場合

①	休業5日	入院4日	休業5日	<b>治療状況申告書兼同意書(共済金 9万円)</b> 休業が連続5日以内、かつ共済金が10万円以内のため
②	休業2日	入院4日	休業8日	<b>診断書(共済金 9万円)</b> 休業が連続1週間(7日)を超えるため
③	休業2日	入院10日	休業4日	<b>診断書(共済金 13万円)</b> 共済金が10万円を超えるため

なお、医労連共済所定の診断書(原本)を提出した場合、1共済年度1人1回限り5,000円の診断書補助をします。  
 診断書料補助の算定は、給付申請書類の共済本部着7月1日~翌6月30日までを1共済事業年度とします。



## 火災共済の共済金請求に必要な書類

- 共済金請求の時効は3年です。
- HPのマークのあるものは医労連共済所定の用紙があり、ホームページの帳票一覧よりダウンロードできます。
- この他にも審査のために必要な書類を要請する場合があります。
- 請求書類はFAXでは受けられません。

### 火災共済の請求書類一覧

必要な書類	火災 地震	落雷	風水害 雪害	注意
個人・火災共済共済金支払請求書 HP	●	●	●	
団結共済・一律加入型共済金支払請求書 HP	●	●	●	団結共済・一律加入型共済で火災共済に加入の場合はこちらもあわせて提出してください。
建物登記簿または固定資産税の評価証明書 賃貸の場合は賃貸契約書の写し	●	●	●	共済金が100万円を超える場合に必要です。
住宅災害状況報告書 HP	●	●	●	
官署の罹災証明	●	●	●	役所にお問い合わせください。 落雷・風水害・雪害の場合…新聞などで報道されている記事で罹災証明の代わりになります。
損害見積書	●		●	必ず業者の方に「〇〇〇〇年〇〇月〇〇日の何の被害による」と記載してもらってください
落雷損害証明書 HP		●		
領収書	●	●		見積書または請求書とあわせて、その修理・買い替えの費用の領収書も必要です。
写真(5~10枚程度)	●	●	●	契約建物の全景写真。 表札を含めた玄関全体の写真。 被害のあった場所(物)の写真。

### ご注意ください

#### 被害に遭ったら報告は3日以内に！

医労連共済は基本的に書類で査定・審査をおこないますが、場合によって現地査定もおこないます。火災や風水害・雪害により共済加入物件に損害が生じたら、すぐに「住宅災害状況報告書」を医労連共済本部03-3876-8263までFAX

してください。請求時効は3年ですが、報告は3日以内をお願いします。

風水害・雪害の場合などであまり時間が経ってしまうと「いつの台風」「いつの大雪」など特定が難しくなるため給付対象にならないこともあります。

## 転居にともなう、火災共済の物件変更の手続き(記入例)

(転居前の物件に火災共済が必要なくなった場合)

解約届(部分解約)と加入申込書(追加加入)が必要です。〈例：浅草から入谷への転居の場合〉

The image shows two sample forms from the insurance provider. The left form is a 'Cancellation/Change of Address Form' (解約届) for a fire insurance policy, dated August 5, 2021. It includes fields for policy number, address, and contact information. The right form is a 'New Application Form' (加入申込書) for a fire insurance policy, dated August 5, 2021, for a new address in Inagi. It includes fields for policy number, address, and contact information.

### よくある質問

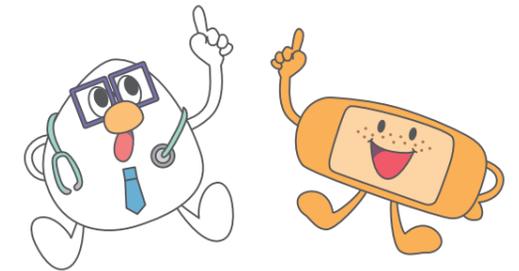
- 火災共済加入者が転居した場合、
- ①「変更・解約届」で住所を変更し旧物件を解約します。
  - ②「申込書」で新物件の申し込みをする必要があります。
- 詳しくはお問い合わせください。

## 共済に加入するには？

### 申し込み・変更・追加や共済金の請求はすべて所属の労働組合を通して！

- 新規加入効力発生は毎月1日。どの月から加入しても満期は6月30日です。  
(単年度契約であり、年度途中の解約はできません)
- セット・生命・医療・交通災害・一律共済は毎月15日締め切り、翌月1日効力発生です。
- 火災共済は毎月月末締め切り、翌月1日効力発生です(サービス保障期間あり)。
- 預金口座振替と同時の申し込みは、毎月月末締め切り、翌々月1日効力発生です。
- 加入内容の変更は年1回の継続手続き(4~5月)でできます。
- 異動、追加加入は毎月できます。

共済年度は  
7月1日~翌年の6月30日



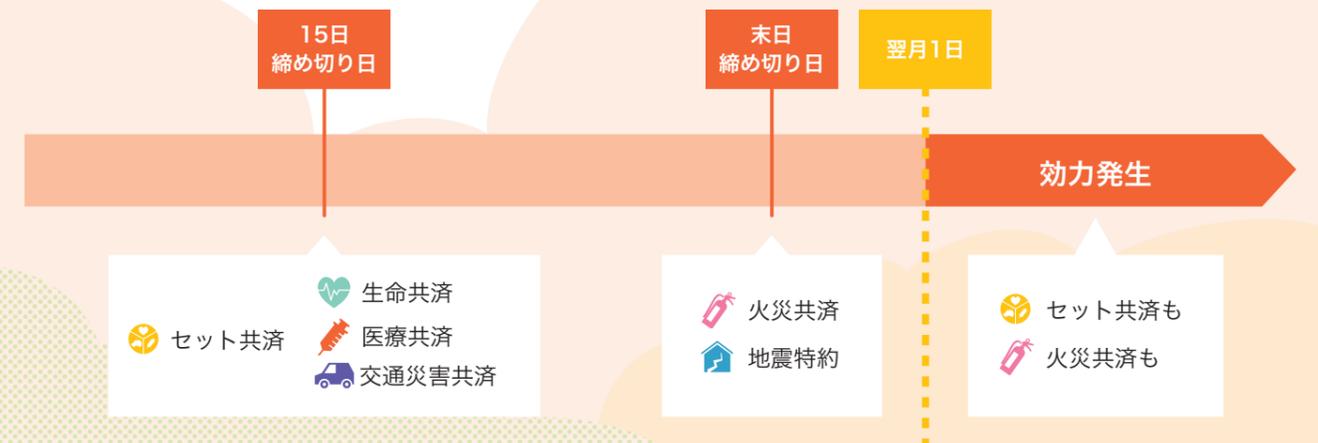
### セット共済・火災共済の各共済の効力発生はいつから？

#### セット共済 生命共済 医療共済 交通災害共済

毎月15日医労連共済本部必着で、翌月1日より効力発生

#### 火災共済 地震特約

毎月末日医労連共済事務局必着で、翌月1日より効力発生(サービス保障期間あり)



新規の申し込みで預金口座振替と同時の申し込みの場合、効力発生日は翌々月1日です。

# 加入前に必ずご確認ください

新規加入時に、ご加入者と労働組合で必要に応じてご利用ください  
(申込書と一緒にコピー・保管してください)

署名年月日： 年 月 日

セット共済  
生命共済  
医療共済  
交通災害共済



チェック欄	確認事項	参照ページ
	加入申込書を提出=即加入ではありません。申し込みをしてから効力発生までの間に健康告知1,2,3に該当することになった場合、加入取り消しになることがあります。	P8-9参照
	セット共済、生命共済、医療共済、交通災害共済は共済年度途中で解約できません。共済年度末の6月30日まで続けていただいで解約となります(一律加入型共済と火災共済は共済年度中でも解約ができます)。	P16参照
	セット共済、生命共済、医療共済は終身ではありません。セット共済は満80歳を迎えた次の6月30日まで、生命共済、医療共済に単独で加入の場合は満65歳を迎えた次の6月30日までです。交通災害共済と火災共済については年齢制限がありません。	P6-7参照
	年齢制限などで組合員本人の契約が終了した場合、一緒に加入していた家族も同時に契約は終了します。	P16参照
	先天性の傷病は給付対象外です。	P9参照
	健康告知1,2,3に該当していませんか? 加入後に該当していたことがわかった場合、加入取り消しになります。	P8参照
	健康告知4指定疾病に該当していませんか? 加入後に該当していることがわかった場合、加入時にさかのぼって指定疾病を登録し、加入できる契約内容に変更します。その場合は、7型+医療共済16口+交通災害共済4口が加入上限となります。	P9参照
	新規加入時点で指定疾病に該当している場合、それに関する疾病については給付削減があります。	P18参照
	新規加入時点で指定疾病以外の病気やケガ(罹患傷病)の場合も給付削減があります。	P18参照
	生命共済は7月1日効力発生時点で、満61歳以上、医療共済は満65歳以上で給付額が削減になります。掛金額は変わりません。	P18参照

火災共済



チェック欄	確認事項	参照ページ
	被害に遭った場合はすぐに「住宅災害状況報告書」を提出してください。被害箇所を放置している間にさらに別の被害に遭った場合などは給付対象外になることがあります。	P24参照
	木造・耐火構造の条件を再度ご確認ください。木造構造であるのに耐火構造で加入していたことがわかった場合、登録を訂正し、給付額が半分にになります。	P10参照
	店舗や事業所を兼ねる住居の場合、加入できないことがあります。	P20参照
	人に貸している住居は1件のみ加入できます。アパート1棟など生業として貸している物件は加入することができません。	P20参照
	火災共済の風水害・雪害の保障は実損額を保障するものではありません。また、給付対象になるのは、損害が5万円を超える場合(5万1円から)です。	P15参照
	地震特約が給付対象になるのは、地震で建物・家財の損害がそれぞれ50万円を超える場合(50万1円から)です。	P14参照
	医労連共済は、保険とはちがい労働組合の助け合い制度なので、年末調整の対象ではありません(セット共済・火災共済・地震特約とも)。	P16参照

労働組合名：

組合員氏名：



# あなたの共済金を試算してみましょう!

- まず、保障内容をP6参照のセット共済の表で記入します
- 次に、上積みしている生命共済・医療共済・交通災害共済の口数を記入し、上積み部分の保障内容を口数から計算して記入しましょう。
- 「セット共済の保障内容」と「上積み部分の保障内容」を足せば、できあがり!

たとえば…					セット5型+生命共済20口・医療共済16口 交通災害共済1口の場合		あなたの場合				
		①セット5型	②セット共済にプラスした上積み部分の保障内容		③合計	①セット	型	②セット共済にプラスした上積み部分の保障内容		③合計	
月掛金		3,120円	600円	2,080円	100円	5,900円	円	円	円	円	
内訳	生命共済 A B C D E	80口				100口	□			□	
	医療共済 F G H	4口	20口	16口	1口	20口	□	□	□	□	
	交通災害共済 I J K L M	2口				3口	□			□	
共済金(最高保証額)	入院(180日/日額)	病気・ケガ：F	2,000円		500円×口数 8,000円		1万円	円	500円×口数 円	円	
		不慮の事故 E+F	1万円	100円×口数 2,000円	500円×口数 8,000円		2万円	円	100円×口数 円	500円×口数 円	
		交通事故 E+F+D	1万6,000円	100円×口数 2,000円	500円×口数 8,000円	3,000円×口数 3,000円	2万9,000円	円	100円×口数 円	500円×口数 円	3,000円×口数 円
		病気・ケガを起因とした、医師の診断による連続5日以上 の休業(1~100日)：G	1,000円		250円×口数 4,000円		5,000円	円		250円×口数 円	円
		交通事故(1~180日)： G+D	4,000円		250円×口数 4,000円	1,500円×口数 1,500円	9,500円	(円)		250円×口数 円	1,500円×口数 円
		交通事故(連続4日以下および 101日以上)：D	(3,000円)			1,500円×口数 (1,500円)	(4,500円)	(円)			1,500円×口数 (円)
死亡・障害(障害は最高額)	一般：一般死亡 A / 一般後遺障害 C	800万円	10万円×口数 200万円			1,000万円	円	10万円×口数 円		万円	
	不慮の事故：不慮 の事故死亡 B / 事故後遺障害 D	1,600万円	20万円×口数 400万円			2,000万円	円	20万円×口数 円		万円	
	交通事故：B+D D+J	2,000万円	20万円×口数 400万円		200万円×口数 200万円	2,600万円	円	20万円×口数 円		200万円×口数 円	

## 共済金一覧表

### 生命共済

口数	死亡 A	不慮の 事故死亡 B	後遺障害 C	事故 後遺障害 D	不慮の事故入院(日額) E
200	2,000万円	4,000万円	2,000万円	4,000万円	2,000円/日
190	1,900万円	3,800万円	1,900万円	3,800万円	1,900円/日
180	1,800万円	3,600万円	1,800万円	3,600万円	1,800円/日
170	1,700万円	3,400万円	1,700万円	3,400万円	1,700円/日
160	1,600万円	3,200万円	1,600万円	3,200万円	1,600円/日
150	1,500万円	3,000万円	1,500万円	3,000万円	1,500円/日
140	1,400万円	2,800万円	1,400万円	2,800万円	1,400円/日
130	1,300万円	2,600万円	1,300万円	2,600万円	1,300円/日
120	1,200万円	2,400万円	1,200万円	2,400万円	1,200円/日
110	1,100万円	2,200万円	1,100万円	2,200万円	1,100円/日
100	1,000万円	2,000万円	1,000万円	2,000万円	1,000円/日
90	900万円	1,800万円	900万円	1,800万円	900円/日
80	800万円	1,600万円	800万円	1,600万円	800円/日
70	700万円	1,400万円	700万円	1,400万円	700円/日
60	600万円	1,200万円	600万円	1,200万円	600円/日
50	500万円	1,000万円	500万円	1,000万円	500円/日
40	400万円	800万円	400万円	800万円	400円/日
30	300万円	600万円	300万円	600万円	300円/日
20	200万円	400万円	200万円	400万円	200円/日
10	100万円	200万円	100万円	200万円	100円/日

※共済金は個人共済の事業規約に定めたとおり支払います。この表と実際の共済金額に差が生じる場合があります。共済金の削減や、不払いについてはP18-19参照。

### 医療共済

口数	入院(日額) F	休業・加療(日額) G	ドナー見舞金 H
20	1万円/日	5,000円/日	10万円
19	9,500円/日	4,750円/日	9万5,000円
18	9,000円/日	4,500円/日	9万円
17	8,500円/日	4,250円/日	8万5,000円
16	8,000円/日	4,000円/日	8万円
15	7,500円/日	3,750円/日	7万5,000円
14	7,000円/日	3,500円/日	7万円
13	6,500円/日	3,250円/日	6万5,000円
12	6,000円/日	3,000円/日	6万円
11	5,500円/日	2,750円/日	5万5,000円
10	5,000円/日	2,500円/日	5万円
9	4,500円/日	2,250円/日	4万5,000円
8	4,000円/日	2,000円/日	4万円
7	3,500円/日	1,750円/日	3万5,000円
6	3,000円/日	1,500円/日	3万円
5	2,500円/日	1,250円/日	2万5,000円
4	2,000円/日	1,000円/日	2万円
3	1,500円/日	750円/日	1万5,000円
2	1,000円/日	500円/日	1万円
1	500円/日	250円/日	5,000円

### 交通災害共済

口数	死亡 I	後遺障害 J	入院(日額) K	休業(日額) L	見舞金：治療期間が	
					10日以内	11日以上
5	1,000万円	1,000万円	1万5,000円/日	7,500円/日	1万5,000円	2万5,000円
4	800万円	800万円	1万2,000円/日	6,000円/日	1万2,000円	2万円
3	600万円	600万円	9,000円/日	4,500円/日	9,000円	1万5,000円
2	400万円	400万円	6,000円/日	3,000円/日	6,000円	1万円
1	200万円	200万円	3,000円/日	1,500円/日	3,000円	5,000円

# 医労連共済 個人・セット・火災共済加入申込書

(日本医労連共済提出用)

## 日本医労連共済 御中

日本医労連共済の加入を申し込みます。加入にあたっては、日本医労連共済の事業規約・細則を了承します。

<input type="checkbox"/> 新規	単組コード	効力発生日	20	01
<input type="checkbox"/> 追加	組合員番号	満期年月日	20	0630

職場コード  組合員一律加入型共済掛金  円

加入申込日 年 月 日 所属労組名

ふりがな 契約者印  西暦 生年月日 満年齢 性別

組合員氏名 (契約者) 年 月 日 歳 男・女

ふりがな 職種

〒 TEL\*( ) ※市外局番からご記入ください。

① 医師 ② 医療技術職 ③ 看護職  
④ 事務職 ⑤ 技能・労務職(助手) ⑥ 保育士  
⑦ 介護職 ⑧ 組合専従 ⑨ その他

個人共済加入申込欄(被共済者)	組合員ご本人との続柄をご記入ください。 1.配偶者 2.満21歳までの子 3.満22歳以上の子 4.親 5.その他の家族(祖父母、兄弟姉妹、孫)	健康告知	セット型	単独・上積口数	掛金(セット+上積)
① 配偶者	氏名(ふりがな) 生年月日 満年齢 性別	該当する <input type="checkbox"/> 該当しない <input type="checkbox"/>	①②③④ ⑤⑥⑦	生命 医療 交通	円
② 満21歳までの子	氏名(ふりがな) 生年月日 満年齢 性別	該当する <input type="checkbox"/> 該当しない <input type="checkbox"/>	①②③④ ⑤⑥⑦	生命 医療 交通	円
③④⑤	氏名(ふりがな) 生年月日 満年齢 性別	該当する <input type="checkbox"/> 該当しない <input type="checkbox"/>	①②③④ ⑤⑥⑦	生命 医療 交通	円
②③④⑤	氏名(ふりがな) 生年月日 満年齢 性別	該当する <input type="checkbox"/> 該当しない <input type="checkbox"/>	①②③④ ⑤⑥⑦	生命 医療 交通	円

個人共済の年払いを希望される方のみ 年額  円

個人共済の月掛金合計 月額  円

現住所と同じ物件を加入される場合にご記入下さい。住所を記入する必要はありません。			
居住区分 ① 自家 ② 借家(アパート) ③ 貸家	建物の所有者 ① 本人 ② 配偶者 ③ 子 ④ 他(借家など)	建物延べ面積 小数点以下切り上げ 坪	建物の構造 ① 木造(月額1口5円) ② 耐火構造(月額1口2.5円)
家財契約をされる方は必ず記入してください。 同居中の最年長者の年齢	地震特約 あり <input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/>	加入申込口数 建物 家財 合計	月掛金(合計口数で計算してください) 特約ありは月掛金の倍の額で計算してください
同居中の最年長者の年齢 ① 30歳未満 ② 30歳代 ③ 40歳代 ④ 50歳以上	同居家族人数 ① 1~2人 ② 3人 ③ 4人 ④ 5人以上		円

現住所以外の物件も加入できます。その場合は下欄にご記入ください。			
住所 〒 ふりがな TEL ( )	居住区分 ① 自家 ② 借家(アパート) ③ 貸家	建物の所有者 ① 本人 ② 配偶者 ③ 子 ④ 他(借家など)	建物の構造 ① 木造(月額1口5円) ② 耐火構造(月額1口2.5円)
	地震特約 あり <input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/>	加入申込口数 建物 家財 合計	月掛金(合計口数で計算してください) 特約ありは月掛金の倍の額で計算してください
	同居中の最年長者の年齢 ① 30歳未満 ② 30歳代 ③ 40歳代 ④ 50歳以上	同居家族人数 ① 1~2人 ② 3人 ③ 4人 ④ 5人以上	円

火災共済の年払いを希望される方のみ 年額  円

火災共済の月掛金合計 月額  円

年掛金合計(年払いを希望される方のみ)  円

月掛金合計  円

●日本医労連共済は、申込書にて知り得た個人情報、共済事業のためのみに使用します。詳しくは、パンフレットの「個人情報保護に関する重要事項」をお読みください。医労連共済は、年度途中での解約はできません。

# 加入申込書の書き方

## 消えない筆記用具でご記入ください

FAX:03-3876-8263

- ◆ 申し込みにあたっては、この記入例を参考に、必要事項(枠内)を正しく、もれなく記入してください。
- ◆ ご家族の加入が5人以上になる場合もしくは火災共済加入物件が3件以上になる場合は、申込書2枚に記入の上、ホッチキスなどではがれないようにしてお申し込みください。

- 新規と追加**  
はじめて医労連共済に加入される方は、新規に○印を記入してください。家族・火災共済などを追加して加入される場合は、追加に○印を記入してください。
- 単組コード**  
医労連共済設定のコードを記入してください。
- 組合員番号**  
組合員番号を単組独自で割り振る場合、追加で加入の場合、記入してください。新規の場合、基本的には医労連共済が割り振りますので記入しないでください。
- 効力発生日**  
記入してください。P25参照
- 組合員一律加入型**  
組合員全員が一斉に加入する制度ですので、それ以外の方は記入しないでください。
- 職種**  
組合員本人の職種に○印をつけてください。

**7 健康告知**  
健康告知内容をよく読んで正しく回答をしてください。  
P8-9参照

ア～フで該当するものがあれば○印をつけてください。指定疾病がない場合は「該当しない」に○印をしてください。

- 記入がない場合は、「該当しない」と告知されたものとします。
- 健康告知内容が事実と異なる場合には共済金が支払われないことがありますので、正しく記入してください。
- 加入申し込みをされてから効力発生日までに健康告知内容に変更があった場合、医労連共済に通知する義務があります。通知がない場合、加入が取り消しになったり加入内容が制限されることがあります。

- 単独・上積口数**  
セット共済に上積みする場合、あるいは生命共済・医療共済・交通災害共済に単独で加入される場合にその口数を数字で記入してください(セット共済の内訳を記入する欄ではありません)。
- 加入申込口数**
  - 住宅の居住面積によって建物加入基準口数が決まります。
  - 同居中の最年長者の年齢および同居家族人数によって家財加入基準口数が決まります。
  - 詳しくはP12参照をご覧ください。

- 現住所以外の物件加入**  
住所など必要事項を記入してください。
- 地震特約**  
あり・なしどちらかに○印をつけてください。「あり」の場合は、合計口数で計算した火災共済の月掛金の倍額となります。

- 家財契約**  
家財契約をされる方は必ず記入してください。
- 年払い掛金**
  - 個人共済、火災共済掛金の年払いを希望される方のみ、年掛金合計を記入してください。
  - 医労連共済の年度にあわせて6月までの残りの月数分の掛金が「年掛金」となりますのでご注意ください。  
〈例〉1月加入の場合の年掛金は6ヵ月分となります

**個人情報保護に関する重要事項**

医労連共済は、受け付けた加入申込書、解約・変更届、共済金支払請求書やそれともう診断書等の証明資料によって知り得た個人情報は、加入者の管理、共済金の給付審査、および共済事業の運営にかかわるデータ作成のみに使用し、それ以外の目的で使用する場合は、事前に加入者各人から同意を得ておこないます。

なお、全労連共済分担金管理部会に対しては給付審査に必要な個人情報を、火災共済の給付請求に対して査定をおこなっている査定センターに対しては、査定をおこなうために必要な個人情報を、また、加入者管理を目的としたコンピューターシステムの管理をおこなっている委託業者、集金代行を目的とした委託業者に対しては、目的業務の遂行上必要最低限の個人情報を提供しています。

加入申込書